

ソニー損害保険株式会社

ディスクロージャー誌 2010

Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと
現在から未来への担い手として
新しいライフスタイルをつくるため
常に創造と革新にチャレンジします。

Mission

お客様との直接対話を通して
合理的で質の高い保険サービスを提供し
安全で安心できるパーソナルライフの
実現に貢献していきます。

会 社 概 要

社名(英文社名)	ソニー損害保険株式会社(Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	山本真一
設 立 年 月 日	1998年6月10日(ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本 社 所 在 地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
資 本 金	200億円
株 主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(持株比率100%)
事 業 内 容	損害保険業

INDEX

1 2009年度の業績・トピックス

代表的な経営指標	4
トピックス	9

2 “Feel the Difference” 実現に向けた取組み

お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて	11
お客様にわかりやすくお伝えするために	12
お客様の声を業務に活かすために	14

3 取扱商品・サービス体制

取扱商品	17
保険のしくみ	19
保険金お支払いまでの流れ	22
保険金お支払いまでのサービス	23
ご契約者向けサービス	26

4 ソニー損保の経営

ソニーフィナンシャルホールディングスグループ	27
コーポレート・ガバナンス	28
コンプライアンス	30
販売・勧誘方針	32
お客様情報のお取扱いに関して	32
リスク管理	34
CSR(企業の社会的責任)への取組み	36

データ編	39
------	----

本冊子は、保険業法第111条に基づき、ソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。ソニー損保についてご理解いただくうえで、お役に立てていただければ幸いです。

ごあいさつ

2009年度は、自動車保険の新規契約獲得が好調に推移し開業以来最高の件数となりました。その結果、保有契約も順調に増加したため、全種目合計の正味収入保険料は前年度から10.4%増え、674億円となりました。これに資産運用収益等を加えた経常収益も前年度から10.2%増え、681億円となりました。経常利益は、自動車事故の増加による損害率の悪化があったものの、事業費の増加が抑制気味に推移したため、前年度より17.8%増え、25億円となりました。また、当期純利益は、前年度には固定資産処分損を計上したことで純損失となっていました。今年度は16億円を計上することができました。なお、2010年3月末のソルベンシー・マージン比率は1,018.5%となり、引続き十分な財務的健全性を確保しています。

今後とも、適正水準の収益性を確保しながら成長を続けるにあたっては、主に情報システム分野を中心とした戦略投資を継続するとともに、事業費効率の改善にも取り組めます。あわせて、損害率の動向を考慮した商品政策の実現に努力してまいりたいと思います。

2009年度は開業10周年の節目の年でした。振り返ってみますと、成長を支えた大きな要因のひとつは独自性のあるリスク細分に基づく価格競争力を持った商品であり、また品質を重んじて強化に取り組んだサービスであったと思います。ダイレクト保険会社としてのビジネスモデルの特性がこのような取り組みを可能とし、多くのお客様からのご支持につながったと考えています。



これからの10年を考えると、市場の成熟や競争の激化など厳しい状況が待ち受けています。また、ビジネスの世界ではインターネットがさらに大きな役割を担う時代になるでしょう。こうした環境の中で、われわれは確実にビジネスモデルを進化させ、そして今まで以上に顧客とのコミュニケーションを深めて顧客価値を高め、ソニー損保が高い品質をうたうブランドとして、より多くのお客様から信頼と支持を得られることを目指したいと思います。こうした努力を続けることで、たゆまぬ成長を成し遂げ、市場における確固たるポジションを築くことが可能になると考えています。引続き皆様のご支援をよろしく願いいたします。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長

山本真一

ソニー損保のスローガンは
『“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～』です。
お客様にとって価値ある「違い＝Difference」を
ビジネスのあらゆる領域において創造し、
お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

FEEL THE *Difference*

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、
私たちは次の5つを実践します。

Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

Convincing Satisfaction

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

“Feel the Difference” 実現に向けた取組みについては、11～16ページをご参照ください。

過去5会計年度における代表的な経営指標の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	年度	2005	2006	2007	2008	2009
正味収入保険料		45,278	50,467	55,001	61,106	67,440
正味損害率		52.3%	53.6%	53.5%	55.0%	57.2%
正味事業費率		30.3%	26.3%	26.7%	26.7%	26.1%
コンバインド・レシオ		82.5%	79.9%	80.3%	81.7%	83.3%
保険引受利益(△は損失)		△1,108	1,610	2,277	1,665	1,979
経常利益(△は損失)		△764	2,044	2,817	2,178	2,565
当期純利益(△は損失)		△441	1,598	2,185	△1,556	1,604
ソルベンシー・マージン比率		976.1%	1,009.7%	1,073.9%	993.0%	1,018.5%
総資産額		56,103	67,468	78,645	86,698	98,340
純資産額		11,709	13,320	15,385	13,678	15,482
その他有価証券評価差額		134	153	△23	△173	25
不良債権の状況(リスク管理債権)		—	—	—	—	—

2009年度の業績概要は以下のとおりです。

正味収入保険料

■ 2008年度より10.4%増加しました。

主力の自動車保険の新規契約獲得が前年度に引続き好調で、保有契約件数が順調に増加したことにより、2008年度より10.4%増加し、67,440百万円となりました。

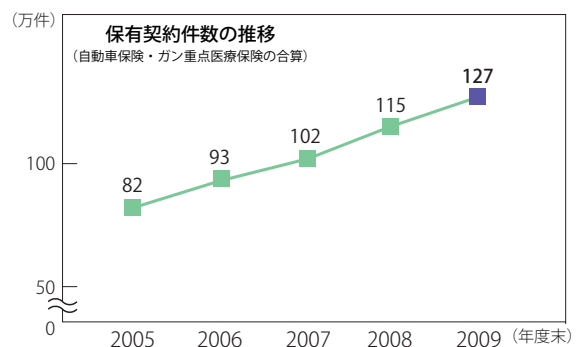
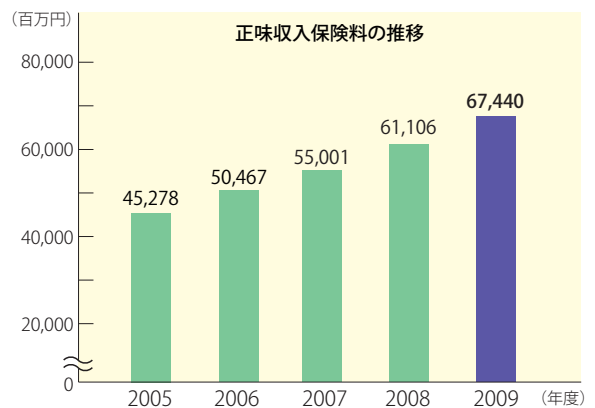
なお、2010年3月末の保有契約件数は、自動車保険のみで115万件、自動車保険とガン重点医療保険の合算で127万件と順調に増加しています。

[正味収入保険料]

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。

なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料



* 保有契約件数は、正味収入保険料の99%を占める自動車保険およびガン重点医療保険の合算数値です。

正味損害率

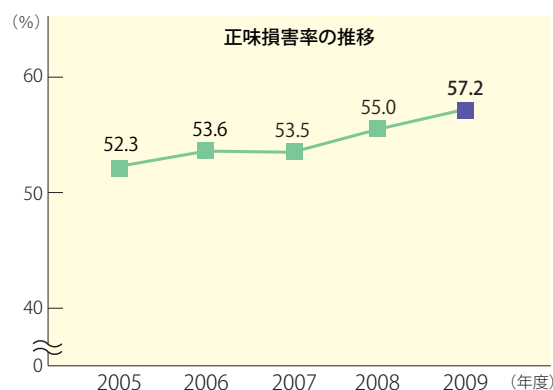
■ 2008年度より2.2ポイント上昇しました。

自動車保険における事故発生率の上昇により、正味損害率は2008年度より2.2ポイント上昇し、57.2%となりました。

[正味損害率]

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額（正味支払保険金）と損害調査に要した費用（損害調査費）の合計額の割合です。

正味損害率(%) = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100



正味事業費率

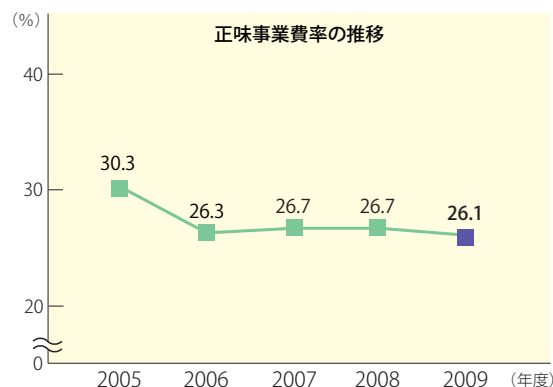
■ 2008年度より0.6ポイント低下しました。

効率的な業務体制の継続により、正味事業費率は2008年度より0.6ポイント低下し、26.1%となりました。

[正味事業費率]

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

正味事業費率(%) = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料 × 100



コンバインド・レシオ

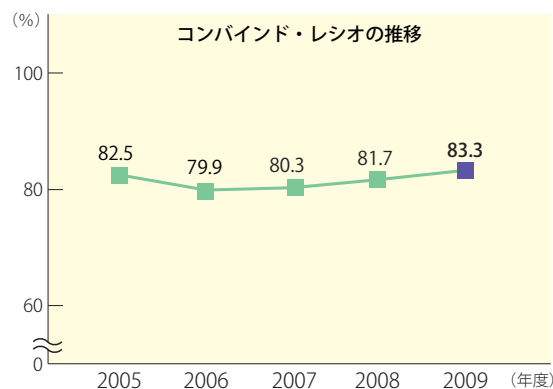
■ 2008年度より1.6ポイント上昇しました。

正味損害率の上昇により、2008年度より1.6ポイント上昇し83.3%となりましたが、引続き健全な水準を維持し、高い収益力を確保しています。

[コンバインド・レシオ]

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

コンバインド・レシオ(%) = 正味損害率(%) + 正味事業費率(%)



保険引受利益

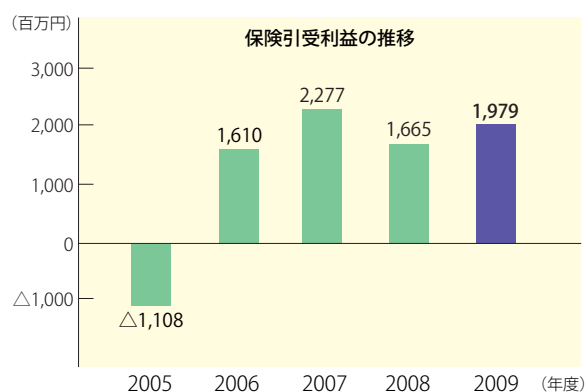
■ 2008年度より18.9%増加しました。

正味収入保険料の増加や、正味事業費率の低下により、2008年度より18.9%増加し、1,979百万円となりました。

[保険引受利益]

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。

保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支



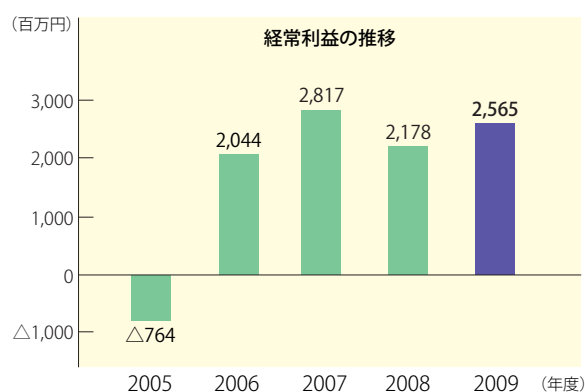
経常利益

■ 2008年度より17.8%増加しました。

正味収入保険料の増加や、正味事業費率の低下により、2008年度より17.8%増加し、2,565百万円となりました。

[経常利益]

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。



当期純利益

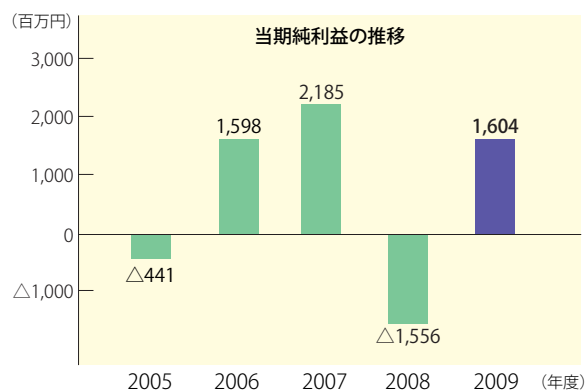
■ 2008年度より31億円増加しました。

2008年度の1,556百万円の純損失に対し、2009年度は1,604百万円の純利益となりました。これは主に、固定資産処分損(*1)等の特別損失が2008年度から大幅に減少したことによるものです。

(*1)主に無形固定資産として計上していたソフトウェア制作費用を除却したことによるものです。

[当期純利益]

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。



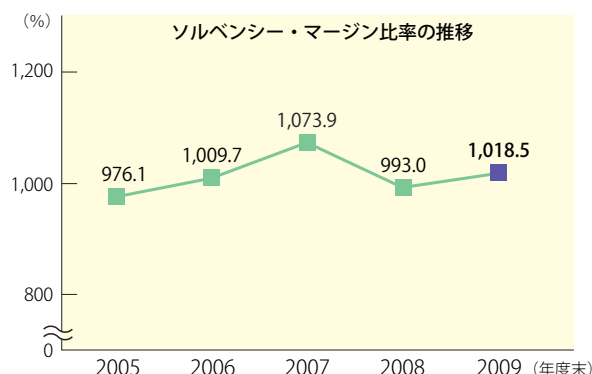
ソルベンシー・マージン比率

■ 十分な支払能力を確保しています。

2009年度末のソルベンシー・マージン比率は、2008年度末より25.5ポイント上昇し、1,018.5%と引き続き十分な支払能力を保持しています。

[ソルベンシー・マージン比率]

損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立していますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険(リスク)に対する保険会社の支払能力の状況を示すものがソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。通常、200%以上あれば、保険金等の支払能力に問題はないとされています。



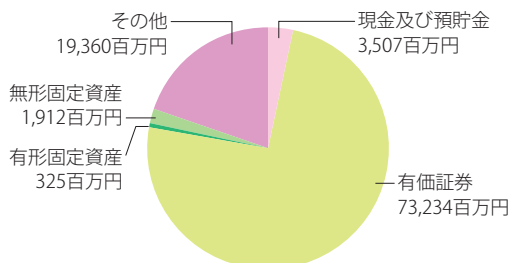
$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額 (資本金・準備金等の支払余力)}}{\text{リスクの合計額 (通常の予測を超える危険)} \times 1/2} \times 100$$

☞ 詳しくは52・53ページをご参照ください。

総資産額

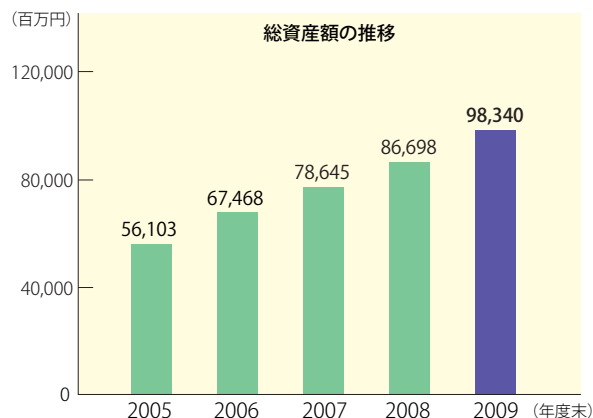
2009年度末の総資産額は、2008年度末より13.4%増の98,340百万円で、総資産のうち運用資産は76,964百万円となりました。資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な収益の確保に努めています。なお、当社ではサブプライムローンを組込んだ金融派生商品等の取引や、証券化商品の保有はありません。

2009年度末の総資産の構成



[総資産額]

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

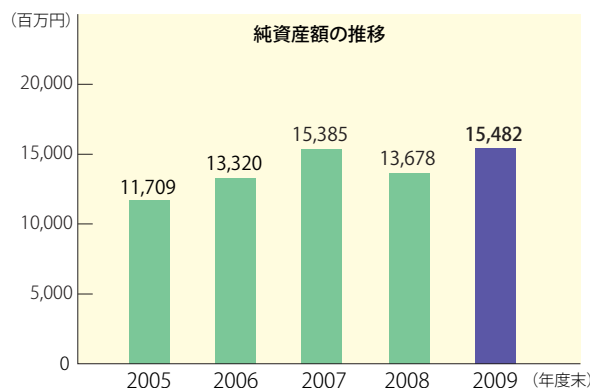


純資産額

2009年度末の純資産額は、2008年度末より13.2%増加し、15,482百万円となりました。

[純資産額]

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。



その他有価証券評価差額

2008年度より199百万円増加し、25百万円となりました。

【その他有価証券評価差額】

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。

「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額（評価差額）は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除したうえで「純資産の部」に直接計上されます。

不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」ともに該当する債権はありません。

【リスク管理債権】

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する（返済状況が正常ではない）債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

【債務者区分に基づいて区分された債権】

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

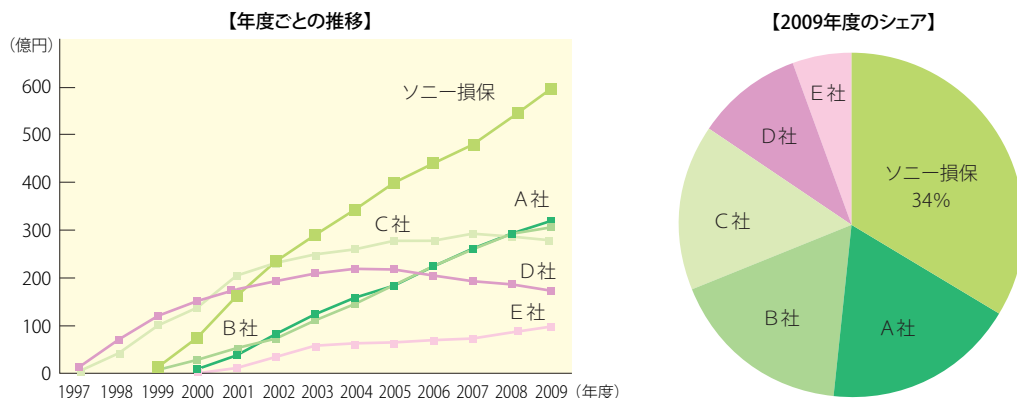
業績の順調な伸展

ソニー損保は1999年秋にインターネットや電話を通じた保険商品のダイレクト販売というビジネスモデルで営業を開始し、お客様にとって価値ある商品やサービスの提供に向けて継続的に取組むことで、業績を順調に伸ばしてきました。

主な取扱商品は自動車保険とガン重点医療保険SURE〈シュア〉で、保有契約件数の約9割を自動車保険が占めています。（2010年3月末時点）主力商品である自動車保険では、「走る分だけ」の合理的な保険料、「お約束サービス」や「インフォームド・コンセントの考え方」の導入などによる高品質な事故解決サービス、充実したロードサービスなどがお客様にご支持いただけた結果、保有契約件数は順調に増え、2010年3月末には115万件に達しました。

また、日本の自動車保険市場は、自動車保有台数の減少などの影響で縮小傾向にあります。ダイレクト自動車保険のマーケットシェアは、価格競争力のある保険料や高品質かつ均質なサービスに対する認知向上により、順調に拡大しています。なかでもソニー損保は、日本国内におけるダイレクト自動車保険市場において3分の1強のシェアを確保しており、ダイレクト保険会社としての存在感を強めています。

主要ダイレクト保険会社 上位6社の自動車保険元受正味保険料の推移とシェア（各社の公表資料からソニー損保が作成）



* 元受正味保険料とは、保険会社がお客様から受取った保険料を指します。ここでは、2009年度時点で主に通販型で自動車保険を販売している損害保険会社のうち、2010年6月18日時点で2009年度の業績を公表している上位6社を対象としています。

☞ 2009年度の事業の概況については、42・43ページをご覧ください。

お客様・ご契約者向けサービス

2009年7月
自動車保険のロードサービスで携帯電話GPS位置情報サービス機能の利用開始

自動車保険のご契約者に提供しているロードサービスにおいて、携帯電話のGPS位置情報サービス機能をご利用いただけるようになりました。旅行先など地理に不案内な場所からでもスムーズに現在地をお伝えいただけるようになり、お客様の利便性や安心感の向上、精度の高いロードサービス出勤場所の特定による現場への到着時間短縮を図りました。

2009年10月
Eメールでのお問合せへの、3時間以内の返信をお約束するサービス開始

平日9:00～17:00に受信した契約手続に関するEメールでのお問合せに、3時間以内に返信することをお約束するサービスを開始しました。電話と異なり返信までのタイムラグが生じるEメールでのお問合せについて、返信までの時間をあらかじめお約束することで、お客様にとってより快適なEメールでのコミュニケーションをめざして開始した「お約束サービス(*1)」です。

- (*1)「お約束サービス」とは、サービスの内容や提供までの時間を、広告やウェブサイトなどを通じて事前にお客様にお約束するもので、2006年10月に提供を開始しました。現在、上記に加え、以下のお約束サービスを実施しています。
- 事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡のお約束
 - 「即日安心365」サービス(事故受付当日中の初期対応の実施とそのご報告のお約束)



ウェブサイトの「お問合せ」ページ
お約束サービスの説明

商品・マーケティング

2009年5月
海外旅行保険の販売開始

2009年5月から、パソコンおよび携帯電話のウェブサイトで、海外旅行保険の販売を開始しました。渡航前であれば当日21時まで、直前でも契約手続ができ、書類郵送を省略することでペーパーレス割引(一律300円)が適用されます。また、海外旅行保険サービスにおいて豊富な実績を持つJTBグループのジェイアイ傷害火災保険株式会社と業務提携することで、同社の全世界に広がるネットワークを通じ充実したサービスを提供しています。



海外旅行保険のウェブサイト
トップページ

2009年6月
「自由診療保険メディコム」の販売開始

セコム損害保険株式会社と募集業務に関する契約を締結し、2009年6月から、ソニー損保のウェブサイト上にある「保険セレクション(*1)」で同社の「新ガン治療費用保険(販売名称:自由診療保険メディコム、以下「メディコム」)」の販売を開始しました。メディコムは、国内で唯一(*2)入院通院を問わず、先進医療でも自由診療でも、ガン治療にかかった費用の実額を補償するガン保険です。従来から販売しているガンに手厚い保障を備えた「ガン重点医療保険SURE<シュア>」と併せてご契約いただくことで、ガンへの備えがさらに充実します。

- (*1)「保険セレクション」(<http://selection.sonysonpo.co.jp/>)は、他種目の商品販売などに関するお客様からのご要望にお応えするため、ソニー損保の推奨商品を紹介・販売するために設置したコーナーです。同コーナーでは、2009年1月からアニコム損害保険株式会社のペット保険「どうぶつ健保あみりい」も販売しています。
- (*2)セコム損害保険株式会社調べ



保険セレクション内「メディコム」の
トップページ

■ 2009年11月

自動車保険の商品改定

(対象:2010年2月1日以降が保険始期日となるご契約)

お客様のご要望にお応えして、「対物超過修理費用補償特約」と「運転者本人限定特約」の2つの特約を追加しました。

■ 2009年11月

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉の商品改定

(対象:2010年2月1日以降が保険始期日となるご契約)

保険料が一生涯固定されるプランについて、契約可能年齢上限を従来の65歳から70歳に引上げ、幅広い年代の方にSUREのご加入をご検討いただけるようにしました。

■ 銀行を通じた自動車保険の販売

新たに「じぶん銀行」「福岡銀行」と提携

マーケティングノウハウやダイレクトビジネスモデルの特性を活かせる販売経路拡大の取組みの1つとして、銀行窓販の拡大にも積極的に取り組んでいます。2009年度は、2009年10月に「じぶん銀行」で、2010年3月に「福岡銀行」での販売を開始しました。

銀行窓販により、お客様の利便性向上に資するとともに、多くのお客様にソニー損保の自動車保険について知っていただき顧客層を拡大することを目指しています。

保険法への対応

2010年4月から施行されている保険法*の要件を満たすため、2009年11月に自動車保険、ガン重点医療保険SURE〈シュア〉および火災保険(住宅ローン専用長期火災保険)、2010年2月に海外旅行保険について、約款の改定や取扱いの変更を実施しました。

*保険法とは

保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間の、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。従来は商法の中に保険契約に関する規定が定められていましたが、1899年(明治32年)の商法制定後、約100年にわたって実質的な改正がなされていませんでした。そのため、表記は片仮名・文語体のままであったり、傷害疾病保険に関する規定が存在せず、現在の保険制度に適合しない内容となっている等の問題があったことから、現代社会に合った適切なものとする必要がありました。そこで、商法の保険契約に関する規定を全面的に見直し、独立した法律にしたものが新しい保険法で、2010年4月1日から施行されています。新しい保険法では、告知方法の自発的申告義務から質疑応答義務への変更や、保険金支払時期の規定の新設など、保険契約者の保護が図られています。

CSR(環境保全活動)

地球温暖化防止を目指してグリーン電力普及啓発活動を行うNPO法人そらべあ基金(以下「そらべあ基金」)による「そらべあスマイルプロジェクト」を通じ、2009年11月に栃木県那須塩原市の「創造の森保育園」に、2010年3月に長崎県南島原市の「長野保育園」に太陽光発電施設「そらべあ発電所」を寄贈しました。ソニー損保は「そらべあスマイルプロジェクト」を応援するため、2009年3月から自動車保険の商品特性を活かした寄付活動「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を開始してそらべあ基金に寄付を行っています。

☞「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」については38ページをご参照ください。

*「そらべあスマイルプロジェクト」とは、そらべあ基金の活動に賛同する企業・個人からの寄付をもとに、太陽光発電施設「そらべあ発電所」を全国の幼稚園や保育園に寄贈する取組みです。



2009年12月4日、そらべあ発電所寄贈記念式典(栃木県・創造の森保育園にて)

開業10周年

1999年9月のインターネットでの自動車保険の申込受付開始、同年10月の電話での見積り・申込受付開始から、2009年秋で10周年を迎えました。これを記念し、開業以降のトピックスや従業員の声などをつづった「10周年記念誌〜ソニー損保 10年のあゆみ〜」を制作しました。

開業から8年目の2006年度に日本会計基準での通期黒字を達成し、9年目の2007年度に自動車保険とガン重点医療保険を合算した保有契約件数が100万件を超えました。また、10年目の2008年度には、自動車保険の保有契約件数が100万件を突破し、順調な成長を続けています。



10周年記念誌
〜ソニー損保 10年のあゆみ〜

ソニー損保は、スローガン“Feel the Difference”のもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。お客様の声に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために努力を続けています。

■ カスタマーセンター

ダイレクトコミュニケーションで築くお客様との信頼関係

カスタマーセンターでは、お客様からの電話やEメールによるお問合せ対応のほか、お客様の契約手続の受付から契約後のケアまで行っています。

お客様との円滑なコミュニケーション、そして、お客様にとって最適なソリューションの提案ができるよう、スタッフひとりひとりが常にわかりやすい説明やスピーディーな回答を心掛けています。



■ お客様相談室

さらなるサービスレベル向上に向けたお客様の声の共有

ソニー損保の商品やサービスを、より一層お客様にとって価値あるものに進化させていくため、伺ったお客様のご意見やご要望を共有データベースに集約し、各部門での施策検討に活かしています。

■ 商品開発

お客様にとって価値ある ソニー損保ならではのオリジナル商品の開発

お客様により価値を感じていただけることを目指し、ソニー損保ならではのオリジナル商品を創出してきました。自動車保険における「くりこし割引」制度や「おりても特約」、ガン重点医療保険における60歳以降の保険料が半額になる仕組みなどがその一例です。今後も、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの商品の開発に向けた取組みを続けます。

☞ 商品については17・18ページをご参照ください。

■ 自動車保険の特長を活かした環境保全活動

「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」では、自動車保険の「くりこし割引」の仕組みを活用し、お客様が予想より走らなかった距離に応じて、全国の幼稚園・保育園に太陽光発電施設を設置する費用をNPO法人 そらべあ基金に寄付しています。

☞ 「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」については38ページをご参照ください。

■ サービスセンター

万一の事故時には責任を持ってお客様をサポート

自動車保険では、24時間365日フリーダイヤルで事故受付をしています。事故受付後は、専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりながら、お客様の立場にたって、少しでも早い事故解決を目指し、責任を持ってサポートします。また、医療保険や火災保険などでも、専任の担当者がお客様からのさまざまなご相談に応じながら、保険金のお支払いまできめ細かにサポートします。

☞ 保険金お支払いまでのサービスについては23・24ページをご参照ください。

■ ロードサービスデスク

事故時だけでなく、故障時も 24時間365日体制でお客様をサポート

自動車保険では、お客様の快適なカーライフをサポートするために、事故時はもちろん故障時でもご利用いただけるロードサービスを無料で付帯しています。ロードサービスデスクでは、お客様からのご連絡にスピーディーかつ適切に対応し、お客様に大きな安心をお届けできるよう体制を整えています。

☞ ロードサービスについては26ページをご参照ください。

お約束サービス

ソニー損保が提供する各種サービスの具体的な内容やサービス提供までの時間を、広告やウェブサイトを通じて、事前にお客様にお約束するサービスを実施しています。

あらかじめお約束することで、お客様が抱かれる不安感の低減を図り、お客様とのより快適なコミュニケーションの実現を目指します。現在実施しているお約束サービスは次の3つです。

- ・ 事故受付後3時間以内の、お客様専任担当者からのご連絡
☞ 詳細は23ページをご参照ください。
- ・ 「即日安心365」サービス
(事故受付当日中の初期対応とそのご報告をお約束)
☞ 詳細は23ページをご参照ください。
- ・ 契約手続に関するEメールによるお問合せへの、3時間以内の返信
☞ 詳細は9ページをご参照ください。

* 受付けた時間や内容などによって、サービスの対象外となる場合があります。

多くの方にソニー損保の取組みや考え方についてご理解いただき、提供する商品やサービスについて適正な評価をしていただくため、積極的に情報を提供しています。

■ウェブサイト

保険商品・サービスに関する情報や、お客様によりご満足いただくためのさまざまな取組み、会社情報などを紹介しています。また、保険料見積りや契約申込手続、資料請求、契約後の各種手続などを、ウェブサイトで簡単にできるようにすることで、お客様の利便性の向上も目指しています。

商品やサービスの紹介

自動車保険やガン重点医療保険SURE(シュア)などの、商品やサービス内容に関する情報を提供しています。ウェブサイトの使いやすさの向上や機能の充実に継続的に取組み、随時改善を図っています。



ソニー損保のウェブサイト
トップページ

ご契約者向けサービスや各種手続の案内

ソニー損保のご契約者を対象としたご契約者専用サイトを設置しています。住所変更などの各種手続機能のほか、ご契約者特典などの情報も提供しています。

☞ ご契約者特典については27ページをご参照ください。



ご契約者専用サイト
トップページ

「ネットワークスタイル」の提案

さまざまな場面でインターネットを活用したサービスを提供しています。ダイレクト保険会社のソニー損保だから実現した、お客様にとって価値のあるインターネットサービスを、「ネットワークスタイル」と総称し、保険サービスの新しい形の1つとして提案しています。



ネットワークスタイルのロゴ

■インターネットサービスセンター

パソコンでも携帯電話でも利用できる、自動車保険ご契約者向けのウェブサイト上のサービスセンターです。

事故のご連絡や事故解決の進捗状況のご確認ができるほか、お客様とソニー損保の担当者とは連絡をとりやすいよう、お客様専用のウェブ掲示板「コミュニケーションボード」も設置しています。

☞ インターネットサービスセンターについては24ページをご参照ください。

■Mobile Gateway

携帯電話専用のウェブサイトです。インターネットサービスセンター機能のほか、ロードサービスご利用時の連絡先や自動車保険の契約内容を確認できる機能を備えています。

ソニー損保の事故解決力の紹介

事故対応サービスの実態をより具体的にわかりやすくお伝えするためのページです。主に以下の情報を提供しています。

■事故対応経験者1万人の声

ソニー損保に寄せられたお客様の声を、ご不満の声も含め、ほぼ全部そのまま紹介。

■事故解決スペシャリストたちの声

事故対応サービスを提供している社員の心掛けや苦心したことなどを紹介。

■事故対応への不安に答えます

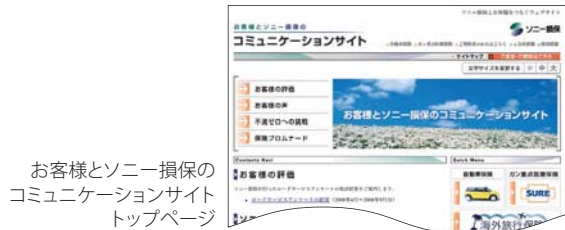
ダイレクト保険会社に対してお客様が不安に思われがちな点についての解説。



ソニー損保の事故解決力紹介ページ

お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト

お客様とのコミュニケーションを通じ、お客様のニーズに合った商品やサービスを提供し続ける「お客様とともに歩み続ける」ソニー損保の姿勢をお伝えすることを目指したウェブサイトです。多くのお客様のご意見をお伺いできるよう、同サイト内のすべてのページから投稿コーナー(your Voice)にリンクできるようにしています。また、お客様からいただいたご意見・ご質問には、担当者が随時回答しています。



お客様とソニー損保の
コミュニケーションサイト
トップページ

そのほか、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」では、主に以下の情報を提供しています。

■お客様の評価

ソニー損保のロードサービスを利用されたお客様にご協力いただいたアンケート結果や、お客様からウェブサイト上で寄せられたご意見とそれに対する担当者からの回答(your Voice)など。

■お客様の声

ソニー損保の事故解決サービスやロードサービスを体験されたお客様からのご意見・ご感想。

■不満ゼロへの挑戦(担当者ブログ)

各サービスの改善への取組みや、担当者からのメッセージ。

■保険プロムナード

保険に関するさまざまなお役立ち情報。

エコロジーサイト

お客様とコミュニケーションを図りながら環境保全活動に取組むことを目指したお客様参加型のウェブサイトです。お客様とソニー損保と一緒に取組む環境保全活動の1つとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を展開し、その進捗状況を報告しています。

☞「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の詳細については38ページをご参照ください。



エコロジーサイト
トップページ

そのほか、「エコロジーサイト」では、主に以下の情報を提供しています。

■そらべあ活動レポート

「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の毎月の進捗や「そらべあ発電所」寄贈記念式典レポート、スタッフブログなど。

■みんなのぶちECO

ソニー損保が設定したテーマに沿って、お客様のECO活動を紹介していただく、ご契約者以外の方も参加可能なコーナー。

■環境への取組み

グリーン電力証書システム導入や、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001について、ソニーグループでのグローバル統合認証取得を推進するほか、保険契約手続におけるペーパーレス化など、ソニー損保が取組んでいる環境保全活動の紹介。

ニュースセレクション クリックなび

「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」や「エコロジーサイト」の更新情報に加え、ご契約者特典や各種キャンペーン情報など、さまざまなコーナーの情報をコンパクトにまとめ、随時更新しています。



ニュースセレクション
クリックなび

■広告・パンフレット

ソニー損保では、商品の特長やサービス内容をお客様に正しくご理解いただくために、わかりやすい広告やパンフレットづくりを心がけています。

広告では、掲載スペースやコマーシャルの長さなどに応じて的確に情報をお伝えできるよう努めています。また、主に郵送でお届けしているパンフレットでは、商品開発担当者や実際に現場でサービスを提供するスタッフの取組みを紹介したり、ソニー損保が提供する商品やサービスの特長を、各種統計をもとにした客観的なデータを使用したりすることで、わかりやすくお伝えできるよう努めています。



自動車保険の広告

■ディスクロージャー誌

お客様にソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、経営内容や財務状況などを紹介するために、毎年ディスクロージャー誌を作成しています。

ディスクロージャー誌は、多くの方にご覧いただけるよう、ウェブサイトにも掲載しています。



ディスクロージャー誌2010表紙

“Feel the Difference” 実現に向けた取組み お客様の声を業務に活かすために

お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」を実現するため、そして、お客様により大きな「安心」をお届けできるようにするため、お客様の声に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしています。

■ お客様の声を積極的に伺うための取組み

サービス提供後のお客様アンケート

お客様へのサービスのさらなる向上を目指し、各サービス提供後にお客様のご意見やご感想をお伺いする各種アンケートを実施しています。

■ カスタマーセンターでの電話対応後

電話で自動車保険の見積りや問合対応をさせていただいたお客様を対象に、ソニー損保のスタッフの対応についての満足度を伺うアンケートを実施しています。アンケート結果は担当したスタッフにフィードバックし、お客様対応品質の向上に活かしています。



電話見積後に見積書・申込書と一緒にお送りするアンケート

■ サービスセンター、ロードサービスデスクでのサービス提供後

自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象に、ソニー損保の提供したサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質な事故解決サービスやロードサービスを実現するための施策検討に活かしています。



ウェブサイトの「自動車保険の対応に関するアンケート」



アンケート付「保険金請求手続き対応完了のご案内」ハガキ

「お客様サービス」品質アンケート

自動車保険のサービスのご不満点・改善すべき点についてお客様にお伺いする「お客様サービス」品質アンケート(*1)を年1回実施しています。お客様からご指摘いただいた点については改善策を検討し、お客様にさらに高い満足を感じていただけるよう取組みを進めています。

(*1)「お客様サービス」品質アンケートとは、サービス全般に関して「満足」と評価してくださったお客様にも、どこかにご不満点があるのではないかとお客様の声伺い、改善を要する不満点を洗い出して、満足度の向上につなげていくことを目的にしたアンケートです。

■ お客様の声への対応状況を報告する取組み

アンケートなどで伺ったお客様の声(ご意見・ご要望)に対し、改善に向けて実施している各部門での取組内容やその進捗などを、「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の「不満ゼロへの挑戦」のコーナーで報告しています。

「不満ゼロへの挑戦」は、事故対応サービス、カスタマーセンター、ロードサービス、ウェブサイトの各部門の責任者や担当者が、各自の目線で感じたことや改善を目指す思いなどを織り交ぜながら紹介する、ブログを中心としたコーナーです。



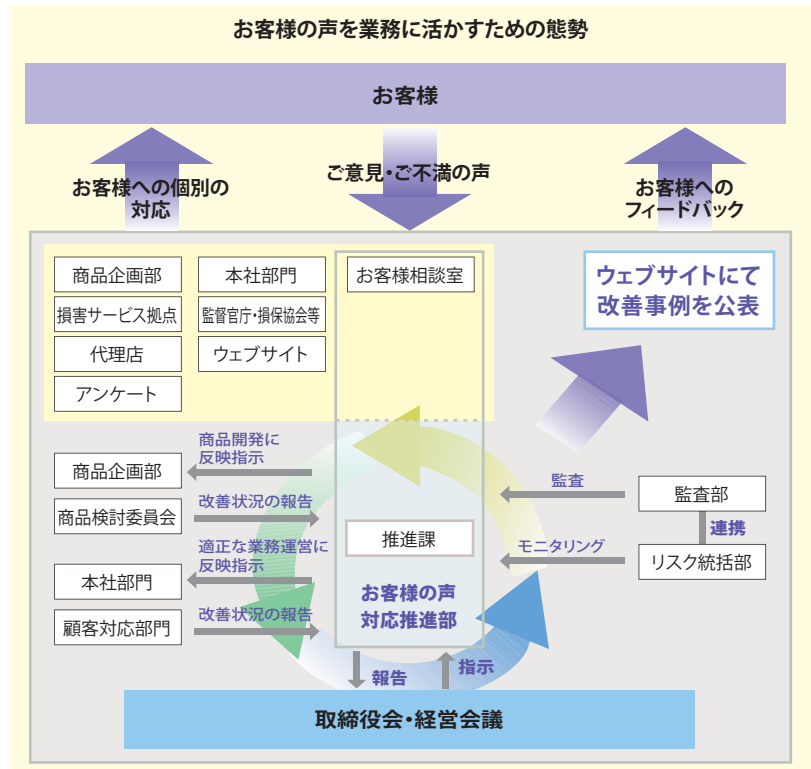
「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の「不満ゼロへの挑戦」のコーナー

■ お客様の声を業務に活かすための取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長に向けた重要なメッセージとして真摯に受けとめ、全社で情報を共有しています。そして、その内容を適切に把握して業務に活かし、商品やサービスをお客様にとって価値あるものに発展させていきます。特にご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進めています。

お客様の声を業務に活かすための態勢

「お客様の声対応推進部」では、「お客様相談室」のほか社内の各部門でお伺いした、お客様のご意見やご不満の声を一元的に管理しています。ご不満の声については、月次で集計して内容の分析を行い、四半期単位で経営陣に報告しています。特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、お客様からのご意見やご不満の声については、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。



【お客様相談室】

ソニー損保に関するご相談やご質問、ご意見については、「お客様相談室」で直接お伺いしています。

お客様相談室 0120-101-656

受付時間：午前9時～午後5時30分（土日、休日を除く）

お客様のご不満の声の内訳

当社では、お客様の声をお客様相談室のほか、ウェブサイトや顧客対応部門でダイレクトにお伺いしています。2009年度にこれらの各部門でお客様からいただいたご不満の声の内訳は以下のとおりです。

ご不満の区分	ご不満の概要	2009年 4月～6月 (第1四半期)	2009年 7月～9月 (第2四半期)	2009年 10月～12月 (第3四半期)	2010年 1月～3月 (第4四半期)	2009年度 合計
商品・サービス		385	466	517	594	1,962
商品内容・引受制限	商品内容やご契約条件など	218	227	255	318	1,018
印刷物（パンフレット・申込書等）	字が小さい、表現が分かりにくいなど	167	239	262	276	944
ご契約の手続き		553	763	790	972	3,078
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	158	390	414	620	1,582
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	92	104	96	122	414
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	79	79	45	36	239
その他		224	190	235	194	843
ご契約の管理		279	325	396	400	1,400
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	7	6	3	3	19
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	132	135	171	191	629
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	23	26	41	30	120
その他		117	158	181	176	632
保険金のお支払い		645	787	1,017	1,129	3,578
お支払金額	保険金のお支払金額や説明が分かりにくいなど	163	204	229	264	860
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	143	148	294	322	907
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	20	37	35	42	134
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	193	196	230	237	856
その他		126	202	229	264	821
その他		316	384	207	174	1,081
いずれの区分にも該当しないもの		316	384	207	174	1,081
合計		2,178	2,725	2,927	3,269	11,099

お客様の声を反映した改善事例

お客様からいただいたご意見やご不満の声については、関連部門にてフィードバックし、商品や各種サービスの開発・改善に活かしています。また、改善事例については、ウェブサイト (http://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/jirei_2009.html) で公表しています。2009年度の改善事例の一部を以下に紹介します。

■ 広告表現における改善

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉の広告表現を変更

【お客様の声】

新聞広告の「プラス500円でスマートフィットに」の表現がわかりづらい。500円を追加すれば誰でもスマートフィットの保障がプラスされると解釈してしまう。

【改善内容】

プラス500円という表示の下に「満30歳女性の場合」と記載しておりましたが、読みづらいため月額保険料に500円をプラスすればどなたでもスマートフィットの保障を得られるとの誤解を招くような表示となっておりました。そこで、プラス500円という表示を中止し、別の案内方法に変更しました。

<変更前>

<変更後>

■ 「ソニー損保の自動車保険」一部改定のご案内における改善

(保険始期日が2010年2月1日以降のご契約)

【お客様の声】

継続の保険料が上がった理由がわからない。

【改善内容】

無事故でかつ同じ補償内容であるにもかかわらず、ご継続契約の保険料が上がる理由について、これまで「保険料の改定」の一部として案内しておりましたため、記載されていることがわかりづらく、保険料が上がる理由がわからないという声をいただいております。そこで、ご案内の方法を見直し、該当部分のタイトルを「無事故なのに保険料が高くなる主な理由」と、わかりやすく変更しました。

■ ロードサービスにおける改善

携帯電話のGPS機能によるトラブル発生現場の位置特定サービスを導入

【お客様の声】

GPSによる位置特定サービスを導入してほしい。

【改善内容】

旅行先など地理に不案内な場所でも安心してロードサービスをご利用いただけるように、携帯電話のGPS機能を利用して位置特定を行うサービスを導入しました。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

中立・公平な立場のお客様相談窓口として、(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会や(財)自賠責保険・共済紛争処理機構、(財)交通事故紛争処理センターがあります。

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

*詳しくは、同協会のウェブサイト (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

*詳しくは、同機構のウェブサイト (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

*詳しくは、同センターのウェブサイト (<http://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

自動車保険 約款名：総合自動車保険 Type S

「人」を中心に考えたリスク細分

お客様の車との付き合い方に着目して、年間走行距離、車の使用目的、車の型式、車の初度登録後の年数、年齢、免許証の色をリスク細分項目に採用しています。

納得感のある保険料

「人」を中心に考えたリスク細分や、ダイレクト販売による業務の集中化・効率化によるコスト削減により、多くのお客様に納得していただける保険料を実現しています。

充実した補償

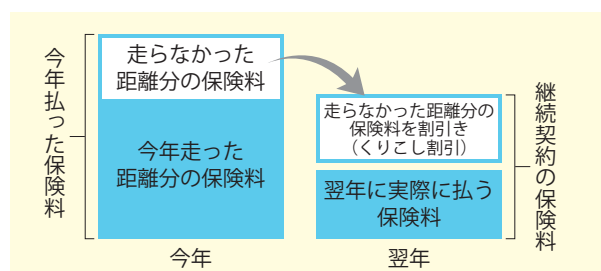
保険の真価を問われる万一の事故などの時にも、お客様に安心していただけるよう、補償を充実させています。

自動車保険
商品パンフレット



ソニー損保オリジナルの特約・割引制度

- おりても特約
マイカーで出かけた際の、車をおりてからのケガや身の回り品の損害などを補償します。
- 継続割引
保険契約のご継続回数に応じて保険料を割引きます。
- くりこし割引
リスク細分項目の1つである年間走行距離について、走らなかった距離分の保険料を翌年の保険料から割引きます。



ガン重点医療保険SURE〈シュア〉 約款名：傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険

手厚いガンの保障

治療費が高額で、治療期間も長くなる場合が多いガンの保障を手厚くしています。

保障期間は終身

年齢が上がっても保険料は上がることなく、保障が終身にわたって続きます。

骨髄ドナーを応援する「骨髄ドナーサポート特約」

骨髄ドナーとして、白血病などの血液難病の患者さんにご自身の骨髄を提供すべく、骨髄幹細胞採取手術を受けられた場合に、保険期間を通じて1回保険金を支払います。

なお、同特約については、保険始期日から1年間は保険金のお支払いの対象外となります。

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉
商品パンフレット



ニーズにあわせて選べるタイプ

- SUREベーシック
一生変わらない手頃な保険料でシンプルな保障が続くタイプです。
- SUREスマートフィット
60歳以降(*1)は、保障が厚くなる一方で月々お支払いいただく保険料が半額になり、将来の安心をプラスしながら保険料負担を軽減できるタイプです。
- SUREワイド
年齢にかかわらず一生手厚い保障を備えたタイプです。月々お支払いいただく保険料が、60歳以降(*1)は半額になるプランも用意しています。

<ご契約可能な年齢について>

「SUREスマートフィット」と60歳以降(*1)の保険料が半額になるプランの「SUREワイド」は、保険始期日時時点で満57歳以下の方向けの商品です。ご契約時から同じ保険料が一生継続プランの「SUREワイド」と「SUREベーシック」は保険始期日時時点で満70歳以下の方向けの商品です。

(*1) 保障を受けられる方の満60歳の誕生日以降に最初に到来する保険始期日当日以降をさします。

主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

■ 主な商品の販売開始

- 1999年 9月 自動車保険
(総合自動車保険 Type S)
- 2002年 6月 ガン重点医療保険
(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険)
- 2004年10月 火災保険
(住宅火災保険 Type S・地震保険)
- 2009年 5月 海外旅行保険
(海外旅行保険 Type S)

■ 主な商品改定

- 2000年 7月 ◆「おりても特約」販売開始
◆クレジットカードを活用した分割払いサービス開始
- 2001年 2月 ◆車の型式をリスク細分項目に追加
◆年間走行距離区分を4区分から5区分に拡大
◆継続割引導入
◆「あしすと特約」販売開始
- 2002年10月 ◆「新車割引」「ゴールド免許割引」導入
◆搭乗者傷害保険金を部位・症状別払方式に変更
- 2003年 6月 ◆インターネット申込引受対象範囲の拡大
10月 ◆インターネット割引を最大3,000円に増額
◆「お早め登録割引」「紹介割引」導入
- 2004年11月 ◆「くりこし割引」導入
- 2005年 5月 ◇「SUREベーシック」「SUREワイド」販売開始
- 2007年 8月 ◇「SUREスマートフィット」販売開始
◇骨髄ドナーサポート特約導入
- 2008年11月 ◆運転者年齢条件特約の適用範囲を同居のご家族等に変更
◆インターネット割引を最大5,000円に増額
- 2009年11月 ◆「対物超過修理費用補償特約」販売開始
◆「運転者本人限定特約」販売開始
◇「保険料は一生固定プラン」の契約可能年齢上限を70歳に引上げ



取扱商品の広告

◆は自動車保険、◇はガン重点医療保険における改定です。
*上記は商品改定の年月であり、適用開始年月と異なる場合があります。

その他の取扱商品

火災保険(約款名:住宅火災保険 Type S・地震保険)

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに用意したソニー銀行の窓販専用の長期火災保険です。建物の基本の補償は、住宅ローンの借入期間に合わせた保険期間で設定しますので、更新の手間が不要です。また、保険料は全保険期間分を一度に支払う長期一括払いのため、毎年更新する場合に比べ保険料総額が少なくなります。

*家財・地震の保険期間は最長で5年です。
5年経過後は、建物の基本補償の保険期間満了まで更新が可能です。

住宅ローン専用長期火災保険
商品パンフレット



海外旅行保険(約款名:海外旅行保険 Type S)

渡航前であれば当日21時まで契約申込が可能な、ウェブサイト(パソコン・携帯電話)で申込手続きが完結する海外旅行保険です。契約証などの郵送を省略するとペーパーレス割引が適用されるほか、携行品の損害については時価ではなく再購入価格を基準として保険金をお支払いするなど、合理的な保険料で充実した補償を提供しています。

*海外旅行保険は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携商品です。
ご契約者には、現地の「Ji デスク」などを通じて日本語でもさまざまなサポートを提供します。



海外旅行保険のウェブサイト画面
(左:パソコン 右:携帯電話)

*詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等で確認ください。

損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う（お金を出し合う）ことで、事故が発生した場合に保険金を受取る（出し合ったお金から補償を受ける）ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心（補償）」を得ることができます。

■ 保険料率

保険料率は通常、保険金額にリスクの大きさに応じて決められた保険料率を乗じて算出されます。保険料率は保険会社が金融庁から認可を取得したもの、もしくは金融庁に届出を行ったものを使用します。ただし、特に公共性の高い地震保険および自動車損害賠償責任保険については、損害保険料率算出機構が算出した保険料率が使用されています。

損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

再保険

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、会社経営の安定を図っています。このように、自社が保険契約で引受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引受けてもらうことを「再保険」といいます。

■ ソニー損保における再保険の受再および出再の方針

再保険を受再する契約は、リスクの内容について十分に把握できるものに限定しています。また、再保険の出再先については、財務力が十分であり長期安定的な取引が可能である保険会社を選定しています。

☞ 再保険リスクと対処の概要や再保険リスク管理については35ページをご参照ください。

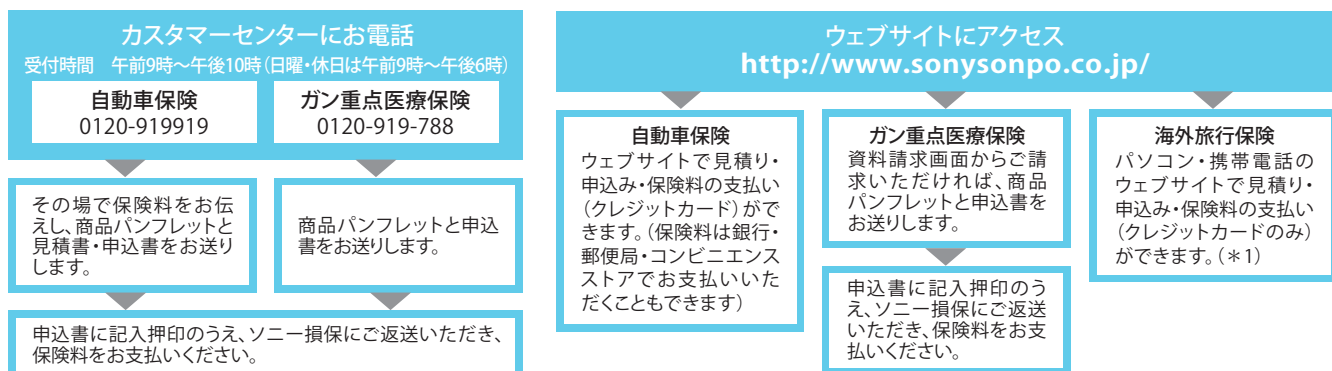
ご契約のお申込み方法

ダイレクト販売および代理店による販売を行っており、ご契約のお申込みは、ソニー損保のカスタマーセンターやウェブサイトなどを通じて受付けています。

■ ダイレクト販売

カスタマーセンターやウェブサイトを通じて、ソニー損保がダイレクトに自動車保険やガン重点医療保険、海外旅行保険を販売しています。

* 図はご契約までの主な流れを示したものです。



(※1) 海外旅行保険の契約申込はウェブサイトでのみ可能です。(電話でのお申込みは受付けていません)

■ 代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

■ 代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録を行う必要があります。

■ ソニー損保の損害保険代理店教育について

eラーニングなどによる代理店における保険募集に関する法令等の遵守と保険契約に関する研修等を通じ、代理店の保険募集を行う能力を向上させることで、消費者保護や契約者満足度の向上を図っています。

■ ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社による販売

■ ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命と募集に関する業務委託契約を締結しており、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)がソニー損保の自動車保険を販売しています。



ソニー生命の
ライフプランナーによる販売

■ ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの長期火災保険を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト

ソニー損保が代理店となって販売している商品

ウェブサイト上に設置した「保険セレクション」コーナーでは、他社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

2010年6月現在、次の2商品を取扱っています。

- ・アニコム損害保険株式会社のペット保険 「どうぶつ健保 ふぁみりい」
- ・セコム損害保険株式会社のガン保険 「自由診療保険 メディコム」

*アニコム損害保険株式会社・セコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。



保険セレクショントップページ

■ ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

保険契約は保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの記載内容を十分ご確認ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概要を記載していますので、必ずご確認ください。重要事項説明書には、保険料を低減できる各条件をお客様に漏れなく申告していただけるよう、割引となる条件や内容もご案内しています。

また、ご契約のお申込後、保険証券が届きましたら、保険証券に同封してある普通保険約款・特約、サービスガイドもご確認ください。



重要事項説明書



サービスガイド

■ 約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正するための特約により構成されています。



自動車保険の約款表紙

〈保険約款では主に以下の内容が規定されています。〉

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な事項(告知義務)
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

保険約款の「見やすさ」「読みやすさ」「わかりやすさ」向上に向けた取組み

ソニー損保では、保険約款を見やすく読みやすくするため、従来から刷り色を2色にしたり、綴じ位置、行間、文字体を変更したりするなどの改善に取り組んでいます。また、用語の見直し、特約名称の変更、約款構成の簡素化などを実施することで、わかりやすさの向上にも取り組んでいます。

■ 保険料のお支払いについて

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時にお願いいたします。保険契約をお申込みになって保険期間が始まっても、保険料のお支払い前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■ 保険料の返還について

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

募集管理態勢整備のための取組み

商品パンフレットや重要事項説明書などの作成にあたり

商品パンフレットや重要事項説明書が、お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料作成ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに沿った審査を募集資料管理部門が実施しています。

ご契約内容の確認について

契約内容がお客様の希望される補償内容などに沿っているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身に、申込前にウェブサイトや申込書でご確認いただけるようにしています。また、長期火災保険については、チェックシート式の「ご契約内容確認書」をお客様にお送りし、契約内容のご確認とご署名をいただいています。



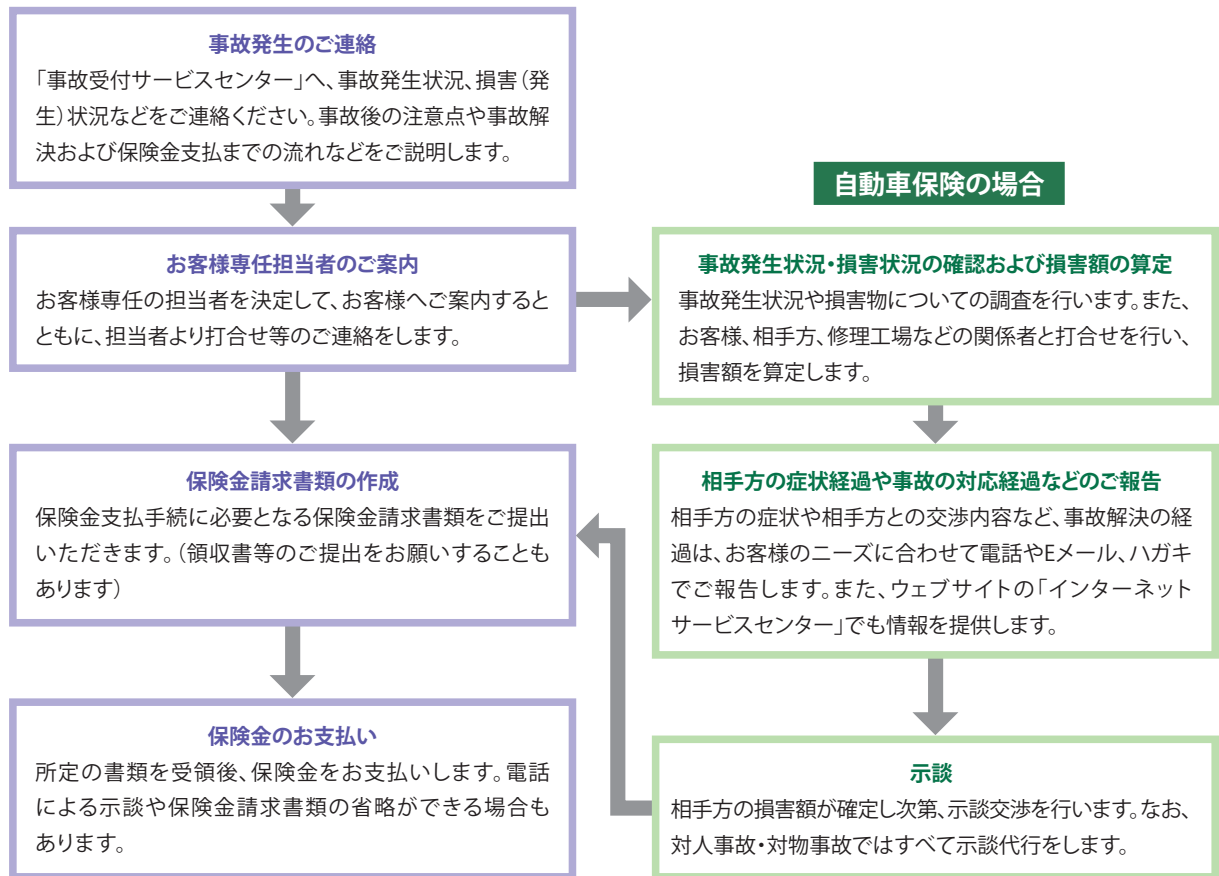
ウェブサイトの自動車保険「お申込み 内容確認」画面



ガン重点医療保険 SURE(シュア) 契約申込書 兼 告知書

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

*以下は一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。



■ 保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったとき、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできないこと、または、減額される場合があります。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金のお支払いの対象は免責期間の終了後からとなります。

■ 保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、契約金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の回り品特約については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険の各種特約についてもご契約の保険金額が限度となるものがあります。

■ 保険金支払いに関する制度(自動車保険)

[自賠責保険の一括払制度]

対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金について一括請求のご依頼を受けた場合、ソニー損保が自賠責保険金の部分まで立替えて一括してお支払いします。

[保険金の内払制度]

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、休業損害、通院交通費等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払金をお支払いします。

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応します。

自動車保険の事故解決サービス

■ 安心の事故対応

スピーディーかつ丁寧な対応でお客様の不安を取除き、お客様の納得感を追求しながら事故解決サービスを提供しています。

24時間365日、フリーダイヤルで事故受付

インターネット（パソコン・携帯電話ともに利用可能）でも事故受付をしています。

事故受付後3時間以内に、 お客様専任担当者からご連絡することをお約束

事故受付から3時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客様にご連絡します。

* 平日（月～金）午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合が対象です。また、3時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、 「即日安心365」サービスを提供

事故受付当日中に、初期対応（代車の手配や関係各所への連絡など）とお客様への対応結果の報告をします。

* 曜日を問わず365日お電話での事故受付（初期対応に必要な情報の確認）が午後8時までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。（午後8時以降の事故受付分は翌日の対応となります）

説明と同意を繰返す「インフォームド・コンセント」導入で、 お客様の納得感を追求

1つの事故でも解決方法は1つだけとは限りません。ソニー損保では、お客様に納得していただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」を導入しています。

* 「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

お客様専任担当者が在籍するサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、弁護士ネットワーク、指定修理工場（S・mile工房）ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。

☞ S・mile工房については26ページをご参照ください。

☞ 各サービスセンターの所在地については41ページをご参照ください。

何でも相談できる1事故1担当者制

事故解決まで、お客様の専任担当者に対応します。専任担当者は、各分野のプロフェッショナルと的確に連携をとりながら事故解決にあたります。

「示談代行サービス」「面談急行サービス」 「もらい事故相談サービス」の実施

どうしたらよいかわからない、「もらい事故」のため保険金の支払対象にならない、そんなときでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

保険金請求書類の省略・簡素化による スピーディーな保険金支払

お客様のご負担を減らし、書類を極力省略して迅速にお支払いができるようにしています。

■ 保険金請求書省略サービス

車両事故や対物事故といった物損事故の場合、お客様からご提出いただく「保険金請求書」を省略し、スピーディーなお支払いをします。

* 保険金請求書のご提出が必要となる場合もあります。

■ 交通事故証明書取付サービス

交通事故証明書が必要な場合は、ソニー損保が費用を負担して交通事故証明書を取付けます。

■ 示談書省略サービス

対物事故で、お客様・相手方の双方が希望された場合、署名・捺印が必要な示談書を省略し、保険金をお支払いいたします。合意内容の控えをお客様にお送りします。

* 示談書が必要となる場合もあります。

■ 診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険でご請求金額が5万円以下の場合、医療機関が発行する「診断書」を省略し、お客様からの通院日のご申告で保険金をお支払いします。

* 診断書のご提出が必要となる場合もあります。



事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

■ 保険金請求受付のご案内

事故受付時には、担当者・責任者の顔写真付のご案内をお送りします。

■ 中途経過のご案内

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

■ 保険金請求手続き完了のご案内

事故解決をお知らせするとともに、ご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などをわかりやすくご案内します。

■ 保険金請求手続き対応完了のご案内

事故対応の完了をお知らせするとともに、事故対応に関するアンケートをお送りし、ご意見・ご感想をお伺いしています。

■ お客様のニーズに合わせた情報提供

お客様のご希望に応じて、電話や郵送、Eメールのほか、ウェブサイト上の「インターネットサービスセンター」でも、事故解決に関するご連絡や情報提供をしています。

インターネットサービスセンター

お客様専用のウェブサイトで、24時間いつでも、パソコンからも携帯電話からも、事故対応状況の確認や、担当者への連絡メッセージなどを書込むことができます。



保険金支払までの流れや事故対応経過のご案内の画面例
(パソコンの場合)



コミュニケーションボードの画面例
(携帯電話の場合)

■ 「インターネットサービスセンター」で提供している主なサービス

- ・ 事故受付
- ・ 事故対応経過のご案内
- ・ 保険金支払までの流れのご案内
- ・ コミュニケーションボード

お客様専用を用意された伝言板(コミュニケーションボード)で、24時間いつでも、担当者への問合せや質問などを書込むことができます。担当者からの回答もコミュニケーションボードで確認することができます。

・ お知らせメールの送信

事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケーションボードに回答した時などは、タイムリーにEメールでお知らせします。

・ 翌年度の概算保険料のご案内

保険金請求されるかどうかの判断の目安として、請求された場合とされなかった場合の、それぞれの翌年度の概算保険料をご案内します。

ガン重点医療保険の保険金請求対応サービス

■ 柔軟できめ細かな対応

入院を開始されたり手術を受けられたりした場合、またガンと診断された場合などは、専任担当者がスピーディーかつきめ細かな対応をします。

お客様のご事情に応じた対応

被保険者(保障を受けられる方)がガンなどの病名を告知されていない場合でも、一定条件を満たしているご親族の方であれば保障を受けられる方の代理人として保険金の請求ができます。また、保障を受けられる方ご本人に健康状態が知られないよう、各種書類の送付方法や連絡方法について細心の注意を払うなど、状況に応じて柔軟に対応しています。

適正な保険金支払に向けた取組み

適切なタイミングに、漏れなく保険金をお支払いすることを目的として、ご契約者保護についての社員意識を一層高めるための教育を徹底するとともに、以下の取組みを進めています。また、以下の取組みが確実に実行されていることを、経営陣が定期的に確認し、問題がある場合には速やかに原因分析や改善策の検討、対応策の実施が指示される態勢を構築しています。

■ 事故受付時

どのような保険金がお支払われるかを説明した案内をご契約者にお送りしています。

■ 保険金支払時

■ 支払保険金に漏れが生じていないかを確実にチェックするために作成した「支払漏れ防止チェックシート」を確認しながら、保険金をお支払いしています。

■ 保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

■ 事故受付から保険金支払までの各段階で保険金支払に関する手続きが適正かつ確実に実行されていることを点検・確認できるシステムを構築しています。

【保険金支払漏れ防止のためのシステム】

事故受付時に事故関連情報をシステムに入力すると、どの保険金の支払対象となるかをシステムが自動的に判断し「保険金支払予定」として登録します。システムで支払有無の判断が不可能な場合は担当者に注意を促すメッセージを表示し、支払予定の保険金がお漏れなく登録されるようにしています。登録されたすべての支払予定の保険金の支払いが終わるまで、該当事案は完了扱いになりません。

■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部門（監査部）による、保険金支払に関する監査も定期的に実施しています。

第三分野にかかる保険金のお支払い状況について（2009年度）

第三分野（ガン・疾病）にかかる保険金お支払い状況（お支払い件数、お支払いの対象とならなかった件数および内訳）は以下のとおりです。

期間：2009年4月から2010年3月まで

		医療保険／ガン保険	その他（*1）	計
お支払い件数		6,150件	0件	6,150件
お支払いの対象とならなかった件数	詐欺無効	0件	0件	0件
	告知義務違反解除	13件	0件	13件
	通知義務違反解除	0件	0件	0件
	重大事由解除	1件	0件	1件
	支払事由非該当	213件	0件	213件
	免責事由該当	48件	0件	48件
	計	275件	0件	275件

（*1）その他とは、医療費用保険、所得補償保険、介護保険等のことをいいます。

■ 「保険金のお支払いの対象とならなかった件数」の内訳に関する用語の説明

詐欺無効： 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった件数です。

告知義務違反解除： 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった件数です。

通知義務違反解除： 重複する保険契約の通知を、保険契約者、被保険者からただけなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった件数です。

重大事由解除： 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった件数です。

支払事由非該当： 責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった件数です。

免責事由該当： 被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった件数です。

取扱商品・サービス体制 ご契約者向けサービス

ロードサービス

自動車保険契約（記名被保険者が個人の場合）では、24時間365日無休で受付ける充実したロードサービスを提供しています。新規のご契約については、保険始期日以前でも、保険証券がお手元に届いたその日からサービスをご利用いただけます。2年目以降のご契約については、保険始期日以降、サービス内容の一部がグレードアップします。

*ロードサービスは、ソニー損保の提携企業が提供します。作業の内容などによってはお客様負担が発生する場合があります。また、サービスのご利用にあたっては所定の条件があります。



応急作業サポート

お車にトラブルが発生した場合に、全国のサービス拠点から作業スタッフが駆けつけ、その場で応急作業を行います。

無料の範囲 業者の出張料金、作業料金（*1）

*お車のトラブルを一時的に回避するための応急処置となりますので、別途、修理・点検等を実施いただきますようお願いいたします。

（*1）次に該当しないものは、作業時間30分を限度とします。

「バッテリー上がりのジャンピング・交換」「キー閉じ込み時の開錠」「パンク時のスペアタイヤ交換」「ガス欠時のガソリン補充」「各種オイル漏れ点検・補充」「冷却水（不凍液）補充」「各種灯火類のバルブ交換」「ボルト増し締め」

レッカーサポート

事故や故障で自力走行不能となった場合に、レッカー車が現場へ急行し最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等まで、お車をけん引します。

無料の範囲 35kmまでのけん引、脱輪時のタイヤ1本までの引上げ・引下ろし

宿泊・帰宅費用サポート／修理後搬送サポート

外出先での事故や故障で自力走行不能となった場合に、お車に搭乗中の方がトラブル現場から帰宅（あるいは到着予定地に移動）するための交通費や、移動が困難な場合の宿泊費をお支払いします。また、修理後のお車をご自宅にお届けします。

提携修理工場ネットワーク

万が一の際、大切なお車の修理に、ソニー損保の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。

*以下のサービスは、ソニー損保の提携企業が提供します。記載されたサービス内容は予告なしに変更される場合があります。

スマイル「S・mile工房」

事故に遭われた際の修理先として、お客様のご希望に応じ、ソニー損保の提携修理工場「S・mile工房」を紹介します。「S・mile工房」で実際に修理をご利用いただいた際には、無料引取、無料納車、修理期間中の無料代車提供、修理箇所ワンオーナー保証の各サービスをご利用いただいた提携修理工場より提供します。「S・mile工房」の情報はウェブサイトや携帯電話などを使用してお客様ご自身で確認していただくことも可能です。



S・mile工房の看板

ご契約者限定クーポン、一般ユーザー対象クーポン

「S・mile工房」には、お車の車検・点検・板金修理などを実施された際に、「エンジンオイル交換（工賃+オイル代）無料」などの特典を受けられるクーポンを発行している工場があります。ご利用にあたっては、印刷したクーポン画面を、緊急連絡用携帯カードや保険証券などとともに工場でご提示ください。「一般ユーザー対象クーポン」は、ご契約者以外の方もご利用いただけます。

*クーポンは、携帯電話に画面表示しご提示いただくことでもご利用いただけます。また、クーポンの発行有無や特典の内容などは工場によって異なりますので、詳細は工場でご確認ください。

ヤナセ The Bodyshop Network

事故によるお車の修理の際には、ヤナセの車両板金塗装ネットワークで、S・mile工房と同様のサービスをご利用いただけます。

グラスピット

自動車ガラスの交換には、旭硝子グループのグラスピットがご利用いただけます。ご自宅や会社駐車場など、作業スペースが確保できる場合は、ガラス交換・ガラスリペアの作業を「出張サービス」で提供することができます。

*作業後、半日程度で走行可能となりますが、代車などの特典はご提供できません。また、地域によっては出張サービスをご提供できない場合があります。

ご契約者特典

ご契約者特典として、ソニー損保の提携企業から各種割引や優遇・優待サービスを提供しています。ご契約者特典は専用サイトから提携企業に利用申込み等をされた場合によりのみ適用されます。

*各特典は、保険契約とは別に提携企業が提供するものです。都合により予告なく内容の変更やサービスの提供が中止される場合があります。また、ご利用にあたっては、ご契約者特典サービス利用規約を必ずご確認ください。

カーライフ割引サービス

レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場のほか、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。

そのほかのご契約者特典

住宅ローン金利優遇や海外航空券、フラワーギフトの割引などを、提携企業から提供しています。



ご契約者特典の紹介ページ

ソニー損保の経営

ソニーフィナンシャルホールディングスグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルホールディングスグループ(SFHグループ)は、当社・ソニー生命保険株式会社・ソニー銀行株式会社、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。

■ SFHグループのビジョン

SFHグループは、金融の持つ多様な機能(貯める・増やす・借りる・守る)を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

■ SFHグループ各社の特長

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(SFH)

傘下に置く各社の経営管理を行うとともに、SFHグループの金融機能の融合を推進しています。

ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりに最適なオーダーメイドの生命保険をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客様の人生をサポートしています。

株式会社リブラ(リブラ)

ソニー生命の専属代理店として、ライフプランニングをベースとした最適な保障を提案するとともに、ソニー銀行の円普通預金口座開設業務および住宅ローン、ソニー損保の自動車保険も取扱っています。

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(ソニーライフ・エイゴン生命)

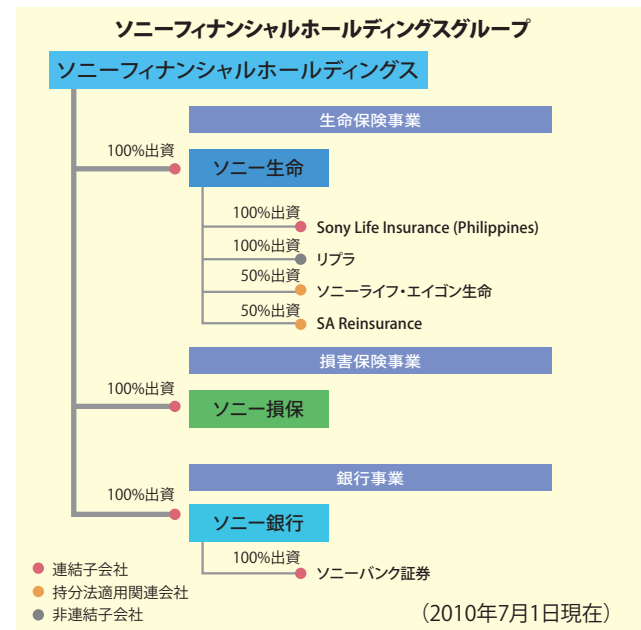
お客様ひとりひとりの、セカンドライフに必要な資産(老後の生活資金)形成をお手伝いしています。

ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした利便性と質の高い金融商品・サービスを提供しています。

ソニーバンク証券株式会社(ソニーバンク証券)

ソニー銀行と連携して、中長期的な有価証券運用サービスを提供するインターネット専門の証券会社です。



■ ソニー損保とSFHグループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。また、2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。

■ SFHグループとソニーグループとの連携

SFHグループの各社は、ソニーグループ共通のポイントプログラム「ソニーポイント」への参加や、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。



コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織および体制を構築しています。

■ 経営体制

■ 取締役会

2010年6月30日現在、取締役5名で構成されています。
取締役会は、企業の信頼の維持・向上を重視し、迅速な意思決定と適切なモニタリングを実施しています。

■ 監査役会

2010年6月30日現在、監査役3名で構成されています。
各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

■ 社内および社外の監査態勢

■ 社内の内部監査態勢

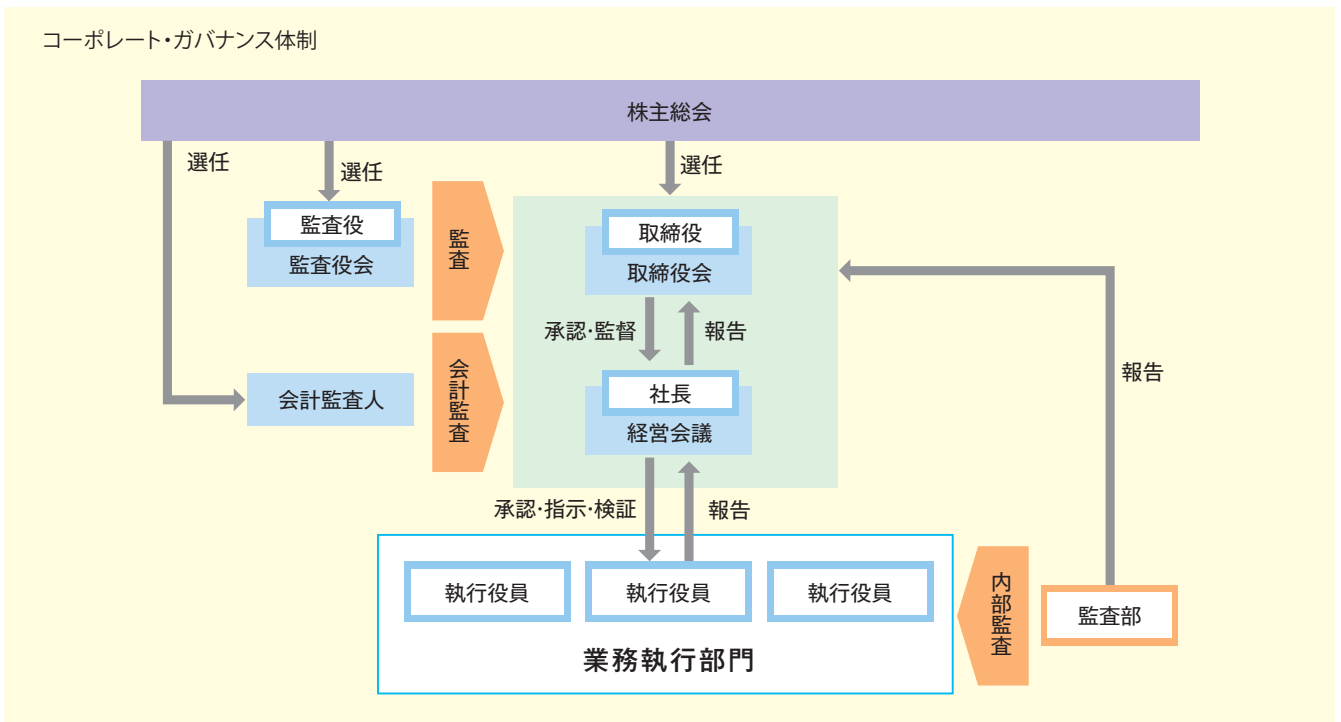
他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。
監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役会等に報告しています。
このほか、上記のとおり監査役による監査も行われています。

■ 社外の監査・検査

会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「あらた監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

4

コーポレート・ガバナンス



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。
- ・ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを内部監査部門・会計監査人と連携・協力のうえ、監視し検証する。
- ・ 取締役会は、ソニーフィナンシャルホールディングスグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る情報を社内規定等に従い適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理規程等を定め、会社の損失の危険を管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる態勢を構築する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- ・ 内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し検証する。

6. 当該株式会社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、保険業法に基づく損害保険会社として、経営管理を行い、業務の適正を確保する。
- ・ 当社の監査役は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使して調査等を行う。
- ・ 親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ・ 当社は、必要に応じて、親会社に当社の経営情報を提供し、また、親会社内部監査部門との連携も行う。
- ・ 当社は、社内通報制度を設け、当社の役員・社員は、親会社および当社の窓口へ直接通報することができる。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、当該社員の任命を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ・ 取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役による監査の環境整備に必要な措置をとる。



コンプライアンス(法令遵守)は経営の重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者の保護を図るべくコンプライアンス基本方針を定め、さらに、ソニーグループ行動規範の遵守などの取組みを進めています。

コンプライアンス基本方針

1. 法令や社内規定、社内規範についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本位で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。

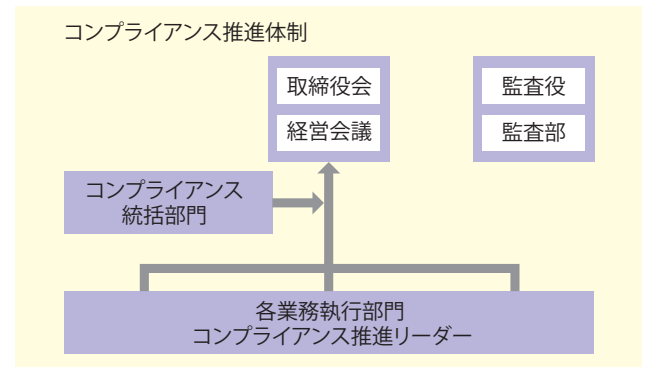
行動規範

ソニー損保はソニーグループの一員として、ソニーグループ内の会社のすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動規範としています。

4

コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの基本原則および推進体制、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、コンプライアンス・マニュアルなどを定めた「コンプライアンス規程」に基づいて推進しています。各業務執行部門がコンプライアンス推進の主体となり、コンプライアンス統括部門と部門ごとに設置したコンプライアンス推進リーダーが、円滑なコンプライアンスの推進および強化を図っています。



■ コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部門が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

■ コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを作成し、研修時に配布するほか、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要ときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、コンプライアンスの実現のための重要事項である基本方針、通報制度に関する事項などのほか、遵守すべき法令等についてもわかりやすい解説が記載されています。

■ コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、全社員研修、新入社員研修、新任管理職研修などを実施し、コンプライアンスに関する研修の充実を図っています。

■ コンプライアンス推進のための通報制度

コンプライアンス上問題となる重要な事件・事故が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、事件・事故の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は健全な職場を確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報窓口を設置して通報者の匿名性やプライバシーを保護しています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルホールディングスグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢の整備に取り組んでいます。

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

1. SFHグループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備します。
2. SFHグループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。
3. SFHグループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しております。

利益相反管理方針の概要

1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。

ソニー生命保険株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニー銀行株式会社、ソニーバンク証券株式会社、株式会社ソニーファイナンスインターナショナル、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社およびSA Reinsurance Ltd.

2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務（損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務）に係るお客さまとします。

3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引（以下「対象取引」という。）によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

- ①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを優先する取引
- ②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引
- ③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- ④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

4. 利益相反管理体制

(1) 体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者（以下「利益相反管理統括責任者」という。）を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

(2) 措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

(3) 記録

利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。



ソニー損保の経営 販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

販売・勧誘方針

1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。

*以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。
なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/>) をご参照ください。

■クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約を除きます。)



ソニー損保の経営 お客様情報のお取扱いに関して

ソニー損保では、お客様の情報のお取扱いに関し、ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」を遵守しています。詳しくは、ウェブサイト (<http://www.sonysonpo.co.jp/N0040000.html>) をご覧ください。また、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)に基づき、お客様の情報を以下の公表事項に則って取扱っています。

「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)では、弊社が取得する個人情報について、所定の事項を、公表、もしくは本人が知り得る状態に置くべきものと定めています。弊社では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の考え方に従い、お問い合わせおよび保険契約の締結等を通じてご提供いただいた、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等のお客様に関する情報(お客様個人を特定する情報を明示的に含んでいる情報をいいます。この情報には弊社取引先・代理店等の従事者に係る個人情報を含みます。以下「お客様の個人情報」といいます。)をお客様のご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

1. 情報収集・利用の目的

弊社では、お客様とのお取引を安全確実に進めることができるように、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいております。なお、アンケート等お客様に任意の情報提供をお願いする場合は、その旨明示いたします。お客様の個人情報は、次の目的のために利用させていただきます。

- (1) ご本人かどうかの確認
- (2) 損害保険契約(継続契約を含む)の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (3) 適正な保険金・給付金の支払い
- (4) 弊社が有する債権の回収
- (5) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (6) 弊社取扱商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (7) 上記(6)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (8) ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社・提携先企業等が取扱う商品・サービスのご案内
- (9) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (10) お問い合わせ・依頼等への対応
- (11) 弊社の営業活動の参考とするための統計資料の作成
- (12) 弊社取引先・代理店等の新設・維持管理

2. 情報の提供

弊社では、次の場合を除いて、お客様の個人情報を第三者に提供することはありません(ただし、お客様個人を特定できない情報は除きます)。

- ・ お客様が了解・同意されている場合
- ・ お客様または第三者の権利または財産を保護する必要がある場合
- ・ 法令等に基づく国の機関または地方公共団体の事務に対して協力する必要がある場合
- ・ 弊社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ・ 保険金支払等の業務上、医療機関等の関係先に必要な照会を行う場合
- ・ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要に際し、再保険業務を取扱う会社に提供する場合
- ・ 不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
- ・ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- ・ 損害保険代理店の適切な監督のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従事者に係る個人データを共同利用する場合、および損害保険代理店への委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用する場合

前2項目の詳細について:

(社)日本損害保険協会のホームページ

<http://www.sonpo.or.jp/>

- ・ 自動車損害賠償責任保険の損害調査業務および政府保障事業再委託業務のために、損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合

詳細について:

損害保険料率算出機構のホームページ

<http://www.nliro.or.jp/>

3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

法23条2項は、第三者に提供される個人データについて、ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ、ご本人が容易に知り得る状態に置いているとき等は、当該個人データを第三者に提供することができるものと定めています。弊社は、同項に定めるオプトアウト制度を利用して、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはありません。

4. 安全管理措置

弊社では、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、不正なアクセス、改ざん、漏えいなどから守るべく、現時点での技術水準に合わせた必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

5. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

お客様から、お客様の個人情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、すみやかにできる限りの対応をいたします。法に基づく保有個人データに関する開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記のお問い合わせ窓口までお問合せください。ご請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、法の規定に基づき手続きを行います。また、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

■中止

ダイレクトメール・電話・電子メールによるご案内などへのお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合は下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。契約管理その他弊社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

【お問い合わせ窓口】

開示、訂正、利用停止、中止のご請求、その他不明点についてのお問い合わせは、下記までご連絡いただきますよう、お願いします。ご本人であることを確認させていただいたうえで、上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室 0120-101-656

受付時間: 月～金(祝日除く)午前9時～午後5時30分

なお、開示等の求めを受け付ける方法等、手続きの詳細については弊社ホームページに掲載しております。

ホームページアドレス <http://www.sonysonpo.co.jp/>

弊社は、お預かりしている個人情報が業務上適切に取扱われるよう弊社代理店および弊社業務に従事している者等への指導・教育を徹底し、適切に取扱われているかを点検するとともに、問題点があれば継続的に改善していきます。また、個人情報の取扱いに関する上記内容を適宜見直し、改善していきます。

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者等の個人情報については対象としていません。

6. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

【お問い合わせ先】

(社)日本損害保険協会 そんがいはけん相談室

所在地

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470

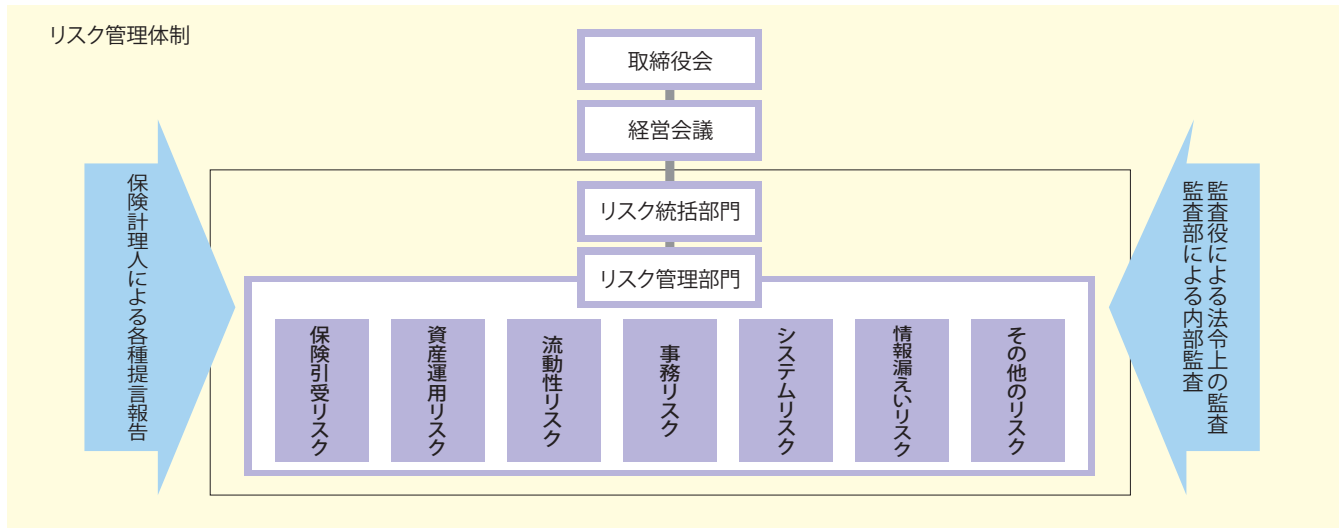
(受付時間: 午前9時～午後5時、土日祝祭日および年末年始を除く)



損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク管理体制

業務遂行に係るリスクについて、リスク管理方針を定めるとともに、リスク管理部門を定めてリスク管理に取り組んでいます。



主要なリスクの概要とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

■ 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失をこうむるリスクです。

当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けること、必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。当社ではリスク管理の一環として半年ごとに料率検証を行い、予想外に損害率が悪化した場合にどのような影響をこうむるか、損害額を算出するなどの検証を実施しています。

■ 資産運用リスク

保有する資産の価値が変動するリスクや、投融資先が倒産するリスクなどがあり、その性格から、「市場関連リスク」「信用リスク」等に分類されています。

市場関連リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動して損失をこうむるリスク。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失をこうむるリスク。

当社では、保有する資産の特性に応じたリスクファクターを認識し、資産横断的なポートフォリオ全体のリスク状況を的確に把握・分析・コントロールすることなどを基本方針として「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。また、予想外の大きな金融市場の混乱が発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような損失をこうむる可能性があります。当社では、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、あらかじめリスク管理指標に反映しています。

■ 流動性リスク

保険料収入の減少や、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出や、市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失をこうむるリスクです。当社では、「流動性リスク管理規程」に則り、キャッシュフローを予測し、資金効率を維持しつつ、流動性不足に陥らないよう流動性資産を十分に保有するとともに、投資目的などに応じて収益性・流動性を考慮した投資限度額を設定しています。

■ 事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失をこうむるリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」などの、法令等に則った各種業務に応じた規程やマニュアルを整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに検査結果、不祥事件などの状況を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

■ システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用などにより損失をこうむるリスクのことです。当社では、情報システムの安全確保のため、各種業務規程等を整備しています。

■ 情報漏えいリスク

不正な処理等によりお客様情報や機密情報が漏えいし、損失をこうむるリスクのことです。

当社では、お客様情報・会社情報の漏えい防止のため、各種業務規程等を整備し、情報資産の保護に努めています。また、当社の情報セキュリティマネジメントシステムにおいては、全社を適用範囲とするJISQ27001:2006 (ISO/IEC27001:2005) の認証を、2007年6月に取得し、現在も認証を継続しています。

■ その他のリスク

上記以外にも、当社におけるさまざまなリスクを認識し、各リスク管理部門を中心にして、これらのリスク管理に努めています。

再保険リスクについて

再保険リスクと対処の概要

引受けを行った保険の責任(リスク)をすべて当社で負担するのではなく、再保険を設定(出再)することで、他の保険会社にリスクを移転しています。再保険設定後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といい、この再保険設定に関連するリスクとして、主に次の2つのリスクがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な再保険が設定されないこと
- ②再保険先の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないこと

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、適格要件を満たした再保険先に対して再保険の手配を行っています。なお、再保険先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、確認すべき項目につき適切に点検のうえ、選定しています。また、再保険の引受け(受再)を行う場合には、リスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

再保険リスク管理

保有・再保険に関する基本方針は、「保険引受リスク管理方針」の中で定めています。同管理方針の制定・改廃は、保険計理人・リスク管理部門の確認、経営会議の承認を経て、取締役会の承認により実施しています。

また、担当部門による再保険リスクの管理状況については、保険計理人・リスク管理部門によるモニタリング・了承を経て、経営会議に定期的に報告されています。なお、担当部門がリスク管理にかかわる重要事項を変更する場合には、保険計理人・リスク管理部門の承認を得たうえで、経営会議等の承認を得ることになっています。

自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野における責任準備金積立の適切性を確保するために主務官庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

「ストレステスト」は、あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の見積を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分、長期就業不能所得補償保険(*1)の3つの契約区分で実施しています。「ストレステスト」で予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

「負債十分性テスト」は、「ストレステスト」で責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の見積の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいたした契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

「ストレステスト」は、契約区分ごとに次のとおり事故発生率を設定しています。

①ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分
過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

②長期就業不能所得補償保険(*1)

新規の引受けを停止し母集団が小さくなっているため、実際の事故発生率によらず、保険料算出に用いた事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。「負債十分性テスト」は、「ストレステスト」における99%の確率を97.7%の確率におきかえて実施します。

テストの結果

テストの結果は以下のとおりです。

契約区分	ガン重点医療保険		長期就業不能所得補償保険(*1)
	がん保障部分	医療保障部分	
ストレステスト	責任準備金だけで十分である。	責任準備金だけで十分である。	責任準備金は不足するおそれがある。
危険準備金の積立額	積立不要	積立不要	0.06百万円
負債十分性テスト	実施不要	実施不要	実施
責任準備金の追加額			6.26百万円

長期就業不能所得補償保険については、母集団が小さく、事故発生率の変動に対応することおよび事業費をまかなうことができないため、将来の債務の履行にそなえて、危険準備金0.06百万円と追加責任準備金6.26百万円を積立しています。

(*1)長期就業不能所得補償保険については、2003年1月をもって新規の引受けを停止しました。

ソニー損保の経営

CSR(企業の社会的責任)への取組み

当社は、営業開始から約10年を経て、企業の成長とともにCSR(企業の社会的責任)への自覚を一層強めてきました。当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様のご支持によって成り立っているからこそ、CSRに真剣に取り組むことで、ステークホルダーの皆様にご提供する価値を高めていきたいと考えています。

現在、当社では事業の根幹となる「損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)」をはじめ、「コーポレートガバナンス／コンプライアンス」「社会貢献活動」「環境保全活動」などに取り組んでいます。

損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな負担(多数の人々が保険料という形でお金を出し合う)で、いざという時の大きな安心(出したお金から補償を受ける)を得ることができる」という、相互扶助の精神に基づいたしくみです。

このしくみが適切に運用されること、つまり損害保険事業を適切に遂行することが、私たち損害保険会社の社会的責任の根幹です。そのためには、お客様のニーズにお応えできる、お客様に信頼・安心していただける商品やサービスを提供していくとともに、お客様の声を傾聴し商品・サービスに反映させていくことが最も大切であると考えています。

☞お客様にわかりやすくお伝えするための取組みや、お客様の声を業務に活かすための取組みについては、12～16ページをご参照ください。

☞取扱商品・サービス体制については、17～27ページをご参照ください。

コーポレートガバナンス／コンプライアンス

高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる領域において、コンプライアンスの徹底が図れるような教育の実施や体制構築に努めています。また、個人情報管理の徹底や、人権啓発教育にも取り組んでいます。

☞コーポレートガバナンスやコンプライアンスなどについては、28～33ページをご参照ください。

社会貢献活動

地域・社会の一員として、社会貢献活動を会社が取り組むべき重要課題のひとつと捉え、今後も取り組みを拡大していきます。

■ 保険商品を通じた社会貢献活動

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉では、すべての契約に骨髄ドナーサポート特約を自動で組んでいます。この特約は、追加保険料を設定せずに、ご契約者が骨髄提供者(ドナー)として骨髄幹細胞採取手術を受けられた場合に、所定の保険金をお支払いするものです。また、ウェブサイトや商品パンフレットにおいても、同特約について説明するコーナーを設け、骨髄移植に関する認知向上を目指しています。

☞骨髄ドナーサポート特約については、17ページをご参照ください。

■ 募金等による社会貢献活動

社内に「募金箱」や「使用済み切手回収箱」を設置し、毎月1回、財団法人日本ユニセフ協会に募金するほか、海外医療協力団体へ使用済み切手を送付しています。

環境保全活動

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、環境保全にも取り組んでいます。当社では、保険という目に見えない商品を扱ううえで、契約内容の確認や手続書類を郵送するときなどに紙や電気といった資源を消費している事実に加え、主力商品である自動車保険が二酸化炭素(CO₂)を排出する自動車を前提としていることなどから、環境への負担軽減を目指した取り組みを進めています。環境方針を定め、全社で環境保全活動に取り組むとともに、社外に向けた働きかけも行っています。

ソニー損保の環境方針

【理 念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

【環境方針】

1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動およびサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例を遵守します。
4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
5. 社内における環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。

■ ソニー損保が取り組む環境保全活動

■ 環境マネジメントシステム

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステム(Global Environmental Management System)にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社、蒲田、大阪および札幌の主要4事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。



ISO14001認証書・認証書の付属書

■ グリーン電力証書システム

2007年度から「グリーン電力証書システム」(*1)を導入しています。2007年度は30,000kWhの風力発電、2008年度は50,000kWhのバイオマス発電、2009年度は70,000kWhの太陽光発電によるグリーン電力を購入し、スタートからの3年間で約60トン(*2)のCO₂排出削減に寄りました。2010年度以降も段階的にグリーン電力利用量を増やしていく計画です。



当社はグリーン電力証書システムに参加しています。

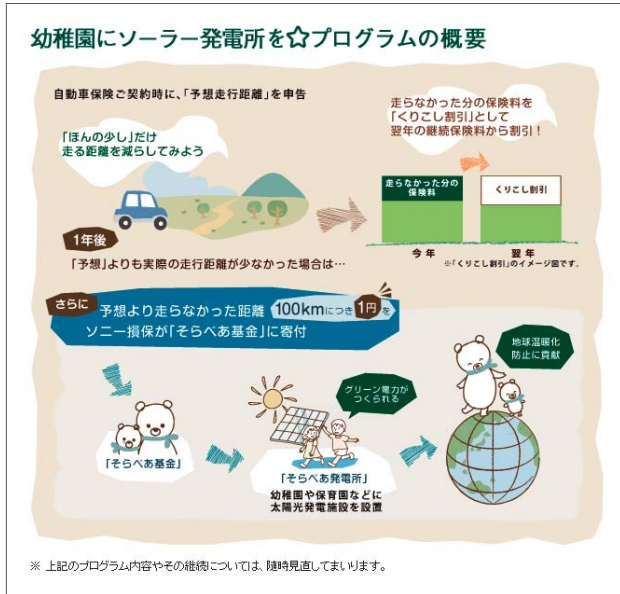
(*1) 風力や地熱、バイオマス(生物資源)などの地球温暖化防止、CO₂の排出削減に有効な自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。

(*2) CO₂排出量算出にあたっての排出係数(t-CO₂/kWh)は、2007年度は0.000339、2008年度は0.000425、2009年度は0.000418としております。

■ お客様とともに取組む環境保全活動

■ 幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム
(NPO法人そらべあ基金への寄付活動)

自動車保険の「くりこし割引」の仕組みを活用したプログラムで、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円を、太陽光発電施設の設置費用として「NPO法人そらべあ基金(「そらべあ基金」)」に寄付しています。「そらべあ基金」では、ソニー損保からの寄付金をもとに太陽光発電施設「そらべあ発電所」を、全国の幼稚園や保育園に設置します。



ソニー損保のご契約者は、ほんの少しクルマの使い方を見直して結果的に実際に走った距離が予想年間走行距離を下回れば、「くりこし割引」で翌年の保険料が抑えられるだけでなく、地球環境への負荷軽減や、太陽光発電施設「そらべあ発電所」の設置に貢献することができます。同プログラムにより、2009年度には2基の太陽光発電施設を保育園に設置しました。

*「NPO法人 そらべあ基金」は、地球温暖化防止をミッションにして、CO₂を排出しないグリーン電力の普及活動などを行っています。ソニー損保は、「そらべあ基金」が展開する「そらべあスマイルプロジェクト」のサポーターとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しており、同プログラムの進捗を「エコロジーサイト」で報告しています。「そらべあ基金」のウェブサイト (<http://www.solarbear.jp/>) もご参照ください。
☞ 「くりこし割引」については、17ページをご参照ください。

■ エコロジーサイト

お客様参加型のウェブサイトで、ソニー損保の自動車保険のご契約者を対象とした「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」に関するコーナーに加え、ご契約者以外も参加できる「みんなのぶちECO」コーナーなどを設置し、小さなECOをたくさん集めて大きなECOにする取組みを展開しています。

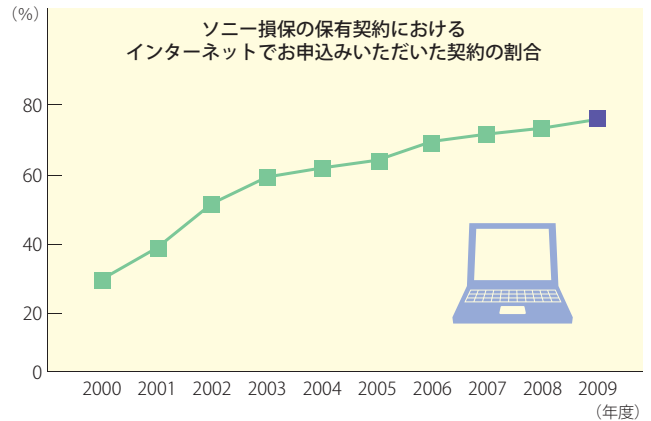
*エコロジーサイトでは、ソニー損保の環境保全への取組みなども紹介しています。
☞エコロジーサイトについては、13ページをご参照ください。



エコロジーサイト内 みんなのぶちECO
コーナーのトップ画面

■ 各種契約手続のペーパーレス化

紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減を目的として、各種契約手続のペーパーレス化を推進しています。現在、自動車保険と海外旅行保険においてインターネットによる契約申込を可能とすることで、紙の申込書などの作成・郵送の省略を実現しています。今後、さらなるペーパーレス化に取組みます。



*新規と継続のご契約を合算した割合です。
*2000年度については、継続契約が発生した2000年8月以降の数値です。

当社独自の取組みのほか、社団法人日本損害保険協会(以下、損保協会)の一員として、「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としての環境保全活動・社会貢献活動に取組んでいます。損保協会での主な取組みは以下のとおりです。詳しくは同協会のウェブサイトをご覧ください。

- 環境問題への取組み <http://www.sonpo.or.jp/eco/index.html>
- 防災・自然災害対策、交通安全対策、犯罪防止対策 <http://www.sonpo.or.jp/protection/disaster/>

データ編

目次

会社の概要

I. 株主・株式の状況	
① 株式分布状況および上位10名の株主	40
② 資本金の推移および最近の新株の発行	40
II. 取締役・監査役および執行役員一覧	40
III. 従業員の状況	40
IV. 沿革	41
V. 会社の機構	41

2009年度（2010年3月期）の各種概況

I. 事業の概況	
① 事業の内容	42
② 事業の概況	42
③ 事業の成果	43
④ 会社が対処すべき課題	43
II. 主要な経営指標等の推移	44
III. 保険引受の状況	
① 元受正味保険料	45
② 受再正味保険料	45
③ 支払再保険料（出再正味保険料）	45
④ 正味収入保険料	45
⑤ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
⑥ 解約返戻金	46
⑦ 元受正味保険金	46
⑧ 受再正味保険金	46
⑨ 回収再保険金	47
⑩ 未収再保険金の推移	47
⑪ 正味支払保険金・正味損害率	47
⑫ 保険引受に係る事業費・正味事業費率	47
⑬ 保険引受利益	48
⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
⑯ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	49
⑰ 出再保険料の格付ごとの割合	49
⑱ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動	49
⑲ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	49
⑳ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50
㉑ 契約者配当金の額	50
IV. 資産運用の状況	
① 資産運用方針	50
② 運用資産の概況	50
③ 利息及び配当金収入・運用資産利回り（インカム利回り）	51
④ 海外投融資残高	51
V. 公共債の窓販実績	51
VI. ソルベンシー・マージン比率	52

経理の状況

I. 財務諸表	
① 貸借対照表	54
② 損益計算書	57

③ 株主資本等変動計算書	59
④ キャッシュ・フロー計算書	60
⑤ 貸借対照表・損益計算書（主要項目）の推移	61
⑥ 1株当たり配当金等の推移	62
II. 資産・負債の明細	
① 現金及び預貯金	62
② 商品有価証券	62
③ 保有有価証券	62
④ 保有有価証券利回り（運用資産利回り）	62
⑤ 有価証券残存期間別残高	63
⑥ 業種別保有株式の額	63
⑦ 貸付金の残存期間別の残高	63
⑧ 担保別貸付金残高	63
⑨ 使途別の貸付金残高および構成比	63
⑩ 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
⑪ 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
⑫ リスク管理債権の状況	63
⑬ 債務者区分に基づいて区分された債権	64
⑭ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64
⑮ 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	64
⑯ 保険契約準備金	65
⑰ 責任準備金積立水準	65
⑱ 引当金明細表	66
⑲ 貸付金償却の額	66
⑳ 資本金等明細表	66
III. 損益の明細	
① 有価証券売却損益および評価損	67
② 売買目的有価証券運用損益	67
③ 事業費（含む損害調査費）	67
④ 固定資産処分損益	67
⑤ 減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表	67
IV. 時価情報等	
① 有価証券	68
② 金銭の信託	69
③ デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）	69
④ 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	69
⑤ 先物外国為替取引	69
⑥ 有価証券関連デリバティブ取引（⑦に掲げるものを除く）	69
⑦ 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）	69
V. 連結財務諸表	69
VI. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書	70

損害保険用語の解説	71
開示項目一覧	72

本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。なお、一部の比率および利回りについては小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを表示しています。

会社の概要

I 株主・株式の状況

① 株式分布状況および上位10名の株主

(2010年7月1日現在)

株主名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山1-1-1	40万株	100%

当社の株主は、「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」1社のみです。

② 資本金の推移および最近の新株の発行

(2010年7月1日現在)

年月日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増資額 (単位:百万円)	資本金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	—	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

II 取締役・監査役および執行役員一覧

(2010年6月30日現在)

役職	氏名	主な兼職の状況
代表取締役社長	やまもと しんいち 山本 真一 *	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
取締役	みさか のりお 三坂 則夫 *	—
取締役	とくなか てるひさ 徳中 暉久	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役会長 ソニー生命保険株式会社 取締役
取締役	いはら かつみ 井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 ソニー生命保険株式会社 取締役、ソニー銀行株式会社 取締役
取締役	ふじかた ひろみち 藤方 弘道	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役副社長 ソニー生命保険株式会社 取締役、ソニー銀行株式会社 取締役
常勤監査役	やじま たかとし 矢島 孝俊	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	さの ひろし 佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役、ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	まつやま よしき 松山 芳樹	ソニー株式会社 経理部門 経理部統括部長

*執行役員を兼務

役職	氏名	担当職務
社長執行役員	やまもと しんいち 山本 真一	監査部担当
常務執行役員	みさか のりお 三坂 則夫	損害サービス業務部担当、損害サービス部担当、財務部担当
執行役員	あおき たかし 青木 隆	リスク統括部担当、募集管理部担当、お客様の声対応推進部担当、法務室担当、法務室長委嘱
執行役員	ふくや まさよし 福谷 仁良	カスタマーセンター担当、商品企画部担当、業務統括部担当、カスタマーセンター部長委嘱
執行役員	ふくもと としむつ 福本 俊彦	経理部担当、総務部担当、人事部担当、広報・CSR部担当
執行役員	さくま たかし 佐久間 隆	ダイレクトマーケティング部担当、ウェブサイト企画部担当、ダイレクトマーケティング部長委嘱
執行役員	ふじい のぶひこ 藤井 信彦	タイアップマーケティング部担当、タイアップマーケティング部長委嘱
執行役員	たまだ こういちろう 玉田 孝一郎	システム企画部担当、システム企画部長委嘱
執行役員	にわ あつお 丹羽 淳雄	経営企画管理部担当

III 従業員の状況

(2010年3月31日現在)

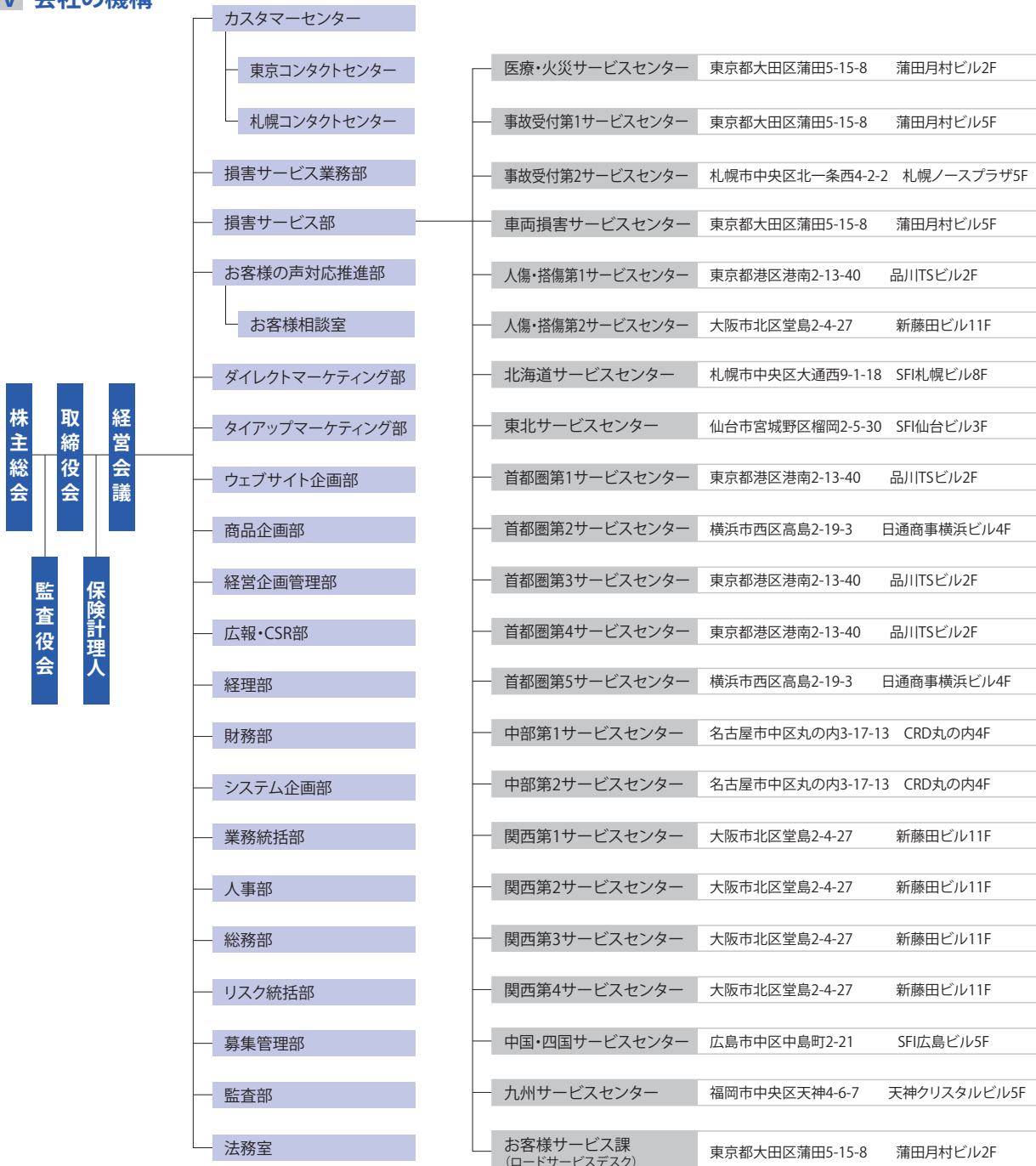
区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合計	814名	38.2歳	4.1年	363千円

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。
 2. 平均給与月額は2010年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。
 3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

IV 沿革

1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本金を50億円とする(資本準備金50億円)
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年 10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年 7月	100億円増資し資本金100億円に(資本準備金100億円)
2001年 8月	100億円増資し資本金150億円に(資本準備金150億円)
2002年 6月	ガン重点医療保険販売開始
2003年 6月	100億円増資し資本金200億円に(資本準備金200億円)
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴いその傘下に入る
2009年 5月	海外旅行保険販売開始

V 会社の機構



2010年6月30日現在

2009年度(2010年3月期)の各種概況

I 事業の概況

①事業の内容

ソニー損保は、1999年秋の開業以来、ウェブサイトやコールセンターを通じてお客様に商品やサービスを直接提供するダイレクト型のビジネスモデルをベースに損害保険事業を展開しています。主な取扱商品は、充実した補償を納得感のある保険料で提供するリスク細分型の自動車保険とガン保障に重点をおいた医療保険であり、お客様とのダイレクトな関係を大切にしながら、商品やサービス品質の改善に継続的に取り組んでいます。

②事業の概況

2009年度は、日本経済において金融危機後の世界経済底入れを背景に輸出が回復基調に転じ、経済対策による個人消費の押し上げ効果が継続しました。一方、企業収益の大幅な減少を背景に雇用・所得環境は低迷を続けました。損害保険業界においても、新車販売台数や住宅着工件数の伸び悩みなどを背景に厳しい事業環境が続きました。こうした状況において、当社の2009年度の元受正味保険料は前年度比10.2%増と、2ケタの成長を維持することができました。以下は、2009年度の主な取り組みです。

マーケティング

新たなマーケティングスローガン「クルマとすぞ、あなたのそばに。」の導入や、事故解決サービスへの取り組みを主題にしたテレビCMに加え、新聞・雑誌やインターネットを通じた広告展開も継続しました。その結果、自動車保険では営業開始以来最高の新規契約件数を獲得し、保有契約件数は2010年3月末時点で115万件を超えました。

また、販売チャネルの一つである銀行窓販の領域では、すでに提携しているソニー銀行株式会社(*1)や株式会社広島銀行に加え、2009年度においては株式会社じぶん銀行と提携し2009年10月より同社の携帯電話ウェブサイトを通じて当社自動車保険の商品概要確認や資料請求ができるようにしました。また、株式会社福岡銀行と提携し2010年3月末より同社ウェブサイトを通じて当社自動車保険の見積りや申込みができるようにしました。

(*1)ソニー銀行については、同行ウェブサイト当社ウェブサイトへリンクするバナー広告を載せているもので、一般的な銀行窓販とは異なります。

商品

主力の自動車保険において、保険始期日が2010年2月以降のご契約を対象に商品の一部改定し、お客様からのご要望の強かった「対物超過修理費用補償特約」と「運転者本人限定特約」を新設しました。また、自動車保険およびその他の保険商品を対象として、2010年4月に施行された保険法に対応した約款の改定と取扱いの変更を実施し、分かりやすさの観点から用語の見直しや特約名称の変更等を行いました。

新商品展開の取り組みとしては、2009年5月より、充実した補償や海外サポートが受けられる海外旅行保険の販売を開始しました。事故やトラブル時の対応は原則として当社提携先企業であるジェイアイ傷害火災保険株式会社を通じて提供されます。

さらに、自社商品に限らず優れた保険商品をお客様に紹介することを目的として開設している「保険セレクション」コーナーでは、アニコム損害保険株式会社との提携によるペット保険に加え、2009年6月には、セコム損害保険株式会社との提携による自診療保険メディコムをラインナップに追加しました。

顧客サービス

2009年7月より、自動車保険のロードサービスで携帯電話のGPS位置情報通知サービスをご利用いただけるようにし、トラブル遭遇時のお客様の利便性や安心感の向上を図りました。

2009年10月からは、平日9時から17時の間に受信した契約手続に関する電子メールでのお問合せに3時間以内に返信するサービスを開始しました。

そのほかの主な取り組み

お客様のご意見や苦情を踏まえた業務品質向上にも日々努めており、その活動はウェブサイト上のコミュニケーションサイト「不満ゼロへの挑戦」で公表しています。

環境保全活動面では、ソニーグループの一員として、国際規格であるISO14001の取得やグリーン電力証書システム導入を行っています。また、二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止や環境保護に対する意識高揚を目的としてNPO法人そらべあ基金に協賛し、自動車保険のリスク細分項目である走行距離と連動させた当社独自の寄付プログラムを実施しています。このプログラムを通じ、2009年11月には栃木県の保育園に、2010年3月には長崎県の保育園に、それぞれ太陽光発電施設を寄贈しました。

今後も「Feel the Difference」～この違いが、保険を変えていく。～というスローガンのもと、お客様にソニー損保ならではの価値ある違いを感じていただけるよう、商品やサービスの一層の充実に取り組んでまいります。

③事業の成果

以上のような取組みを通じて事業活動を展開した結果、2009年度の損益状況については、保険引受収益67,468百万円、資産運用収益681百万円等を合計した経常収益は68,174百万円となりました。一方、保険引受費用49,185百万円、資産運用費用13百万円、営業費及び一般管理費16,389百万円等を合計した経常費用は65,609百万円となり、この結果、経常利益は2,565百万円となりました。なお、無形固定資産(ソフトウェア仮勘定)の処分損等で863百万円の特別損失を計上したことにより、法人税等を加減した当期純利益は、1,604百万円となりました。

保険引受の概況

保険引受の概況については、正味収入保険料は67,440百万円となりました。一方、正味支払保険金34,573百万円、損害調査費4,009百万円を計上した結果、正味損害率は57.2%となりました。また、諸手数料及び集金費1,271百万円、保険引受に係る営業費及び一般管理費16,301百万円を計上した結果、正味事業費率は26.1%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受利益は1,979百万円となりました。

資産運用の概況

2009年度末の総資産は、前年度末に比べ11,642百万円増加して98,340百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は前年度末に比べ9,615百万円増加して76,964百万円となり、利息及び配当金収入は688百万円となりました。

<table border="1"> <tr><td>保険引受収益</td><td>67,468</td></tr> <tr><td>正味収入保険料</td><td>67,440</td></tr> <tr><td>積立保険料等運用益</td><td>27</td></tr> </table>	保険引受収益	67,468	正味収入保険料	67,440	積立保険料等運用益	27	<table border="1"> <tr><td>資産運用収益</td><td>681</td></tr> <tr><td>利息及び配当金収入</td><td>688</td></tr> <tr><td>有価証券売却益</td><td>7</td></tr> <tr><td>有価証券償還益</td><td>12</td></tr> <tr><td>積立保険料等運用益振替</td><td>△27</td></tr> <tr><td>その他経常収益</td><td>24</td></tr> </table>	資産運用収益	681	利息及び配当金収入	688	有価証券売却益	7	有価証券償還益	12	積立保険料等運用益振替	△27	その他経常収益	24	<table border="1"> <tr><td>経常収益</td><td>68,174</td></tr> </table>	経常収益	68,174						
保険引受収益	67,468																											
正味収入保険料	67,440																											
積立保険料等運用益	27																											
資産運用収益	681																											
利息及び配当金収入	688																											
有価証券売却益	7																											
有価証券償還益	12																											
積立保険料等運用益振替	△27																											
その他経常収益	24																											
経常収益	68,174																											
<table border="1"> <tr><td>保険引受費用</td><td>49,185</td></tr> <tr><td>正味支払保険金</td><td>34,573</td></tr> <tr><td>損害調査費</td><td>4,009</td></tr> <tr><td>諸手数料及び集金費</td><td>1,271</td></tr> <tr><td>支払備金繰入額</td><td>1,996</td></tr> <tr><td>責任準備金繰入額</td><td>7,334</td></tr> <tr><td>その他保険引受費用</td><td>0</td></tr> </table>	保険引受費用	49,185	正味支払保険金	34,573	損害調査費	4,009	諸手数料及び集金費	1,271	支払備金繰入額	1,996	責任準備金繰入額	7,334	その他保険引受費用	0	<table border="1"> <tr><td>資産運用費用</td><td>13</td></tr> <tr><td>有価証券売却損</td><td>12</td></tr> <tr><td>有価証券償還損</td><td>1</td></tr> <tr><td>営業費及び一般管理費</td><td>16,389</td></tr> <tr><td>その他経常費用</td><td>20</td></tr> </table>	資産運用費用	13	有価証券売却損	12	有価証券償還損	1	営業費及び一般管理費	16,389	その他経常費用	20	<table border="1"> <tr><td>経常費用</td><td>65,609</td></tr> </table>	経常費用	65,609
保険引受費用	49,185																											
正味支払保険金	34,573																											
損害調査費	4,009																											
諸手数料及び集金費	1,271																											
支払備金繰入額	1,996																											
責任準備金繰入額	7,334																											
その他保険引受費用	0																											
資産運用費用	13																											
有価証券売却損	12																											
有価証券償還損	1																											
営業費及び一般管理費	16,389																											
その他経常費用	20																											
経常費用	65,609																											
<table border="1"> <tr><td>保険引受に係る営業費及び一般管理費</td><td>16,301</td></tr> <tr><td>その他収支</td><td>△0</td></tr> </table>	保険引受に係る営業費及び一般管理費	16,301	その他収支	△0	<table border="1"> <tr><td>経常利益</td><td>2,565</td></tr> </table>	経常利益	2,565																					
保険引受に係る営業費及び一般管理費	16,301																											
その他収支	△0																											
経常利益	2,565																											
<table border="1"> <tr><td>保険引受利益</td><td>1,979</td></tr> </table>	保険引受利益	1,979	<table border="1"> <tr><td>特別損益</td><td>△863</td></tr> <tr><td>法人税及び住民税 法人税等調整額</td><td>97</td></tr> </table>	特別損益	△863	法人税及び住民税 法人税等調整額	97	<table border="1"> <tr><td>当期純利益</td><td>1,604</td></tr> </table>	当期純利益	1,604																		
保険引受利益	1,979																											
特別損益	△863																											
法人税及び住民税 法人税等調整額	97																											
当期純利益	1,604																											

④会社が対処すべき課題

ソニー損保の中長期的な課題は以下のとおりです。これらの取組みを通じて引続き業務品質の向上に努めるとともに、企業価値の最大化に全力を尽くし、お客様から信頼される保険会社を目指してまいります。

- ①収益ある持続的な成長(トップラインの拡大と収益力の強化)
- ②お客様にとって価値のある新商品の開発・発売
- ③高品質な事故対応サービス、お客様対応サービスの確立
- ④法令遵守態勢の充実
- ⑤業容拡大、機能向上に向けたシステム基盤の整備

さらに、当社はソニーフィナンシャルホールディングスグループの一員として、今後ともソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社などの連携強化に努め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努力していきます。

II 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		45,278 (19.6%)	50,467 (11.5%)	55,001 (9.0%)	61,106 (11.1%)	67,440 (10.4%)
保険引受利益(△は保険引受損失) (対前期増減率)		△1,108 (-)	1,610 (-)	2,277 (41.4%)	1,665 (△26.9%)	1,979 (18.9%)
経常収益 (対前期増減率)		45,703 (19.8%)	51,020 (11.6%)	55,649 (9.1%)	61,882 (11.2%)	68,174 (10.2%)
経常利益(△は経常損失) (対前期増減率)		△764 (-)	2,044 (-)	2,817 (37.8%)	2,178 (△22.7%)	2,565 (17.8%)
当期純利益(△は当期純損失) (対前期増減率)		△441 (-)	1,598 (-)	2,185 (36.7%)	△1,556 (△171.2%)	1,604 (-)
正味損害率		52.3%	53.6%	53.5%	55.0%	57.2%
正味事業費率		30.3%	26.3%	26.7%	26.7%	26.1%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)		298 (8.9%)	442 (48.2%)	578 (30.9%)	684 (18.2%)	688 (0.6%)
運用資産利回り(インカム利回り)		0.71%	0.86%	0.99%	1.06%	0.93%
資産運用利回り(実現利回り)		0.86%	0.96%	1.02%	0.89%	0.94%
有価証券残高		44,067	51,155	56,237	64,309	73,234
貸付金残高		-	-	-	-	-
責任準備金残高		29,785	36,104	42,711	50,791	58,125
資本金 (発行済株式の総数)		20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)	20,000 (400千株)
純資産額		11,709	13,320	15,385	13,678	15,482
総資産額		56,103	67,468	78,645	86,698	98,340
積立勘定として経理された資産額		-	-	-	-	-
自己資本比率		20.9%	19.7%	19.6%	15.8%	15.7%
配当性向		-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率		976.1%	1,009.7%	1,073.9%	993.0%	1,018.5%
従業員数		532名	593名	651名	752名	814名

III 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		273	0.5	56.9	379	0.6	38.6	278	0.4	△26.6
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害		6,315	11.6	8.7	6,653	10.9	5.4	6,941	10.4	4.3
自 動 車		48,053	87.9	8.9	53,835	88.4	12.0	59,849	89.2	11.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		54,642	100.0	9.0	60,868	100.0	11.4	67,069	100.0	10.2
従 業 員 一 人 当 た り 元 受 正 味 保 険 料		83		△0.7	80		△3.6	82		1.8

- (注) 1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数
 3. 当社には積立保険料はありません。

②受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		4	0.4	2.7	2	0.2	△42.0	1	0.1	△57.1
海 上		588	42.7	10.0	436	35.7	△25.9	103	10.4	△76.2
傷 害		196	14.3	33.9	287	23.5	46.5	242	24.2	△15.8
自 動 車		1	0.1	13.3	1	0.1	11.0	1	0.2	9.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		585	42.5	9.9	493	40.4	△15.7	651	65.1	32.0
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1,376	100.0	12.8	1,222	100.0	△11.2	1,000	100.0	△18.1

- (注) 受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災		262	25.8	57.0	363	36.9	38.6	267	42.4	△26.5
海 上		535	52.6	9.1	394	40.1	△26.3	101	16.1	△74.3
傷 害		10	1.0	△11.6	9	0.9	△11.8	15	2.4	68.1
自 動 車		209	20.6	6.8	217	22.1	3.7	245	39.0	13.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1,017	100.0	△17.5	984	100.0	△3.3	629	100.0	△36.0

- (注) 支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

④正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		16	0.0	35.1	18	0.0	15.7	12	0.0	△32.9
海 上		52	0.1	20.3	41	0.1	△21.6	2	0.0	△94.2
傷 害		6,501	11.8	9.3	6,932	11.3	6.6	7,168	10.6	3.4
自 動 車		47,845	87.0	8.9	53,619	87.7	12.1	59,604	88.4	11.2
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		585	1.1	9.9	493	0.8	△15.7	651	1.0	32.0
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		55,001	100.0	9.0	61,106	100.0	11.1	67,440	100.0	10.4

- (注) 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
	国 内 契 約		100.0%	100.0%
海 外 契 約		—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

⑥解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
	火 災		3	6
海 上		—	—	—
傷 害		—	0	0
自 動 車		548	404	420
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		13	16	12
そ の 他		—	—	—
合 計		564	428	442

(注) 解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度		2008年度		2009年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		1	0.0	0	0.0	1	0.0
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		1,165	4.5	1,288	4.4	1,395	4.1
自 動 車		24,543	95.5	28,197	95.6	32,863	95.9
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		25,710	100.0	29,487	100.0	34,260	100.0

(注) 元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度		2008年度		2009年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		253	34.0	127	18.4	29	4.5
傷 害		42	5.7	79	11.5	96	14.5
自 動 車		0	0.1	0	0.0	0	0.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		447	60.2	484	70.1	535	80.9
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		744	100.0	690	100.0	661	100.0

(注) 受再正味保険金=受再保険金-受再保険金戻入

⑨回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度		2008年度		2009年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		1	0.5	0	0.4	1	0.3
海 上		227	99.0	114	50.8	26	7.7
傷 害		3	1.6	—	—	12	3.6
自 動 車		△2	△1.1	109	48.8	308	88.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		230	100.0	225	100.0	348	100.0

(注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種 目 計	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
(A) 年度開始時の未収再保険金		141 (-)	76 (-)	11 (-)
(B) 当該年度に回収できる事由が発生した額		230 (-)	225 (-)	348 (-)
(C) 当該年度回収等		295 (-)	289 (-)	292 (-)
(D) 年度末の未収再保険金 (A) + (B) - (C)		76 (-)	11 (-)	68 (-)

(注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑪正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		0	0.0	63.1	0	0.0	69.4	0	0.0	75.9
海 上		25	0.1	47.9	12	0.0	30.8	2	0.0	125.4
傷 害		1,205	4.6	21.0	1,368	4.6	22.4	1,479	4.3	22.9
自 動 車		24,546	93.6	57.6	28,088	93.8	58.8	32,555	94.2	61.1
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		447	1.7	76.5	484	1.6	98.0	535	1.5	82.1
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		26,225	100.0	53.5	29,952	100.0	55.0	34,573	100.0	57.2

(注)1.正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

2.正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
保 險 引 受 に 係 る 事 業 費		14,709	16,323	17,573
保 險 引 受 に 係 る 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		13,787	15,259	16,301
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		922	1,063	1,271
正 味 事 業 費 率		26.7%	26.7%	26.1%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

⑬ 保険引受利益

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
保 險 引 受 収 益		55,036	61,137	67,468
保 險 引 受 費 用		38,970	44,211	49,185
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		13,787	15,259	16,301
そ の 他 収 支		△1	△0	△0
保 險 引 受 利 益		2,277	1,665	1,979

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
火 災		10	32	43
海 上		197	228	167
傷 害		931	353	277
自 動 車		1,138	1,050	1,491
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—
そ の 他		—	—	—
合 計		2,277	1,665	1,979

⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		63.1	△214.8	△151.6	69.4	△341.3	△271.8	75.9	△152.5	△76.6
海 上		47.9	△371.8	△323.9	30.8	△348.9	△318.2	125.4	△1,456.9	△1,331.5
傷 害		21.0	19.6	40.6	22.4	19.4	41.7	22.9	21.1	44.0
自 動 車		57.6	28.6	86.2	58.8	28.3	87.1	61.1	27.0	88.1
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		76.5	—	76.5	98.0	—	98.0	82.1	—	82.1
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		53.5	26.7	80.3	55.0	26.7	81.7	57.2	26.1	83.3

(注) 合算率=正味損害率+正味事業費率

⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		44.6	284.3	329.0	38.3	242.6	280.9	24.7	195.1	219.8
海 上		36.1	2.6	38.7	3.6	2.6	6.2	34.1	2.0	36.2
傷 害		37.4	32.9	70.3	46.6	37.4	84.0	46.2	40.3	86.5
(医 療)		(—)	/	/	(—)	/	/	(—)	/	/
(が ん)		(36.9)	/	/	(47.6)	/	/	45.6	/	/
(介 護)		(—)	/	/	(—)	/	/	(—)	/	/
(そ の 他)		(44.9)	/	/	(35.8)	/	/	52.9	/	/
自 動 車		64.2	29.7	93.9	64.5	29.8	94.2	67.2	28.1	95.3
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		61.8	29.7	91.5	62.8	30.2	92.9	65.8	28.9	94.7

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率=発生損害率+事業費率
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2009年度	4(一)	94.5(一)
2008年度	2(一)	100.0(一)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑰出再保険料の格付ごとの割合

(単位: %)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2009年度	100.0 (一)	(一)	(一)	100.0 (一)
2008年度	100.0 (一)	(一)	(一)	100.0 (一)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 格付区分は、以下の方法により区分しています。
 (格付区分の方法)
 S&P社とAMBest社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は低い方の格付けを使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています)
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

[2009年度]

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	176百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 431百万円

[2008年度]

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	544百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 -百万円

- (注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

⑲期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2009年度	15,962	9,457	7,723	△1,218
2008年度	14,547	8,051	7,363	△868
2007年度	12,460	6,754	6,080	△374
2006年度	10,099	6,125	4,951	△978

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑩事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2006年度			2007年度			2008年度			2009年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金												
事故発生年度末	24,330			26,251			28,854			33,650		
1年後	24,469	1.006	138	26,660	1.016	408	29,418	1.020	563			
2年後	24,628	1.006	158	26,879	1.008	219						
3年後	24,687	1.002	59									
4年後												
最終損害見積り額		24,687			26,879			29,418			33,650	
累計保険金		23,588			25,075			25,649			23,942	
支払備金		1,099			1,804			3,768			9,707	

[傷害保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2006年度			2007年度			2008年度			2009年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金												
事故発生年度末	967			1,106			1,179			1,280		
1年後	966	0.999	△0	1,302	1.177	196	1,263	1.071	83			
2年後	1,005	1.041	39	1,375	1.056	72						
3年後	1,036	1.031	31									
4年後												
最終損害見積り額		1,036			1,375			1,263			1,280	
累計保険金		1,031			1,242			1,230			858	
支払備金		5			133			32			421	

[賠償保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2006年度			2007年度			2008年度			2009年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金												
事故発生年度末	—			—			—			—		
1年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3年後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4年後												
最終損害見積り額		—			—			—			—	
累計保険金		—			—			—			—	
支払備金		—			—			—			—	

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

4. 本表は2006年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうちグレーの網掛け部分については該当がありません。

⑪契約者配当金の額 該当ありません。

IV 資産運用の状況

①資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。

運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用などにより、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

②運用資産の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2007年度末		2008年度末		2009年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預貯金		2,929	3.7	2,819	3.3	3,507	3.6
コ ー ル		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勤 定		—	—	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 値 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		56,237	71.5	64,309	74.2	73,234	74.5
貸 付 金		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		201	0.3	220	0.3	223	0.2
運 用 資 産 計		59,368	75.5	67,348	77.7	76,964	78.3
運 用 資 産		78,645	100.0	86,698	100.0	98,340	100.0

③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度		2008年度		2009年度	
		金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預 貯 金		3	0.15	3	0.20	1	0.05
コ ー ル 口 ン		0	0.34	—	—	—	—
買 現 先 勤 定		—	—	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		574	1.03	680	1.09	686	0.97
貸 付 金 物		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		—	—	—	—	—	—
小 計		578	0.99	684	1.06	688	0.93
そ の 他		0	—	0	—	0	—
合 計		578	—	684	—	688	—
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)			1.02		0.89		0.94
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り			0.72		0.65		1.24

(注) 1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

3. 利回りの計算方法

(1) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額*-前期末評価差額*)
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*

*税効果控除前の金額による

④海外投融資残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度末		2008年度末		2009年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	807	100.0	1,097	100.0	997	100.0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	807	100.0	1,097	100.0	997	100.0
合 計		807	100.0	1,097	100.0	997	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り							
運 用 資 産 利 回 り (インカム利回り)			2.59%		2.18%		2.22%
資 産 運 用 利 回 り (実 現 利 回 り)			2.59%		2.18%		2.22%
(参 考) 時 価 総 合 利 回 り			2.59%		2.18%		2.22%

(注) 1. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息及び配当金収入÷取得原価または償却原価による平均残高」により算出したものです。

2. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。

V 公共債の窓販実績

該当ありません。

VI ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	2005年度末	2006年度末	2007年度末	2008年度末	2009年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額		16,952	20,186	23,977	24,195	27,444
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)		11,623	—	—	—	—
純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産および評価・換算差額等を除く)		—	13,222	—	—	—
資本金または基金等(純資産の部合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額)		—	—	15,408	13,852	15,456
価 格 変 動 準 備 金		15	25	36	12	27
危 険 準 備 金		—	—	2	3	6
異 常 危 険 準 備 金		5,192	6,800	8,553	10,500	11,918
一 般 貸 倒 引 当 金		—	—	—	—	—
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)		121	137	△23	△173	36
土地含み損益×85%(評価損の場合は100%)		—	—	—	—	—
払戻積立金超過額		—	—	—	—	—
負債性資本調達手段等		—	—	—	—	—
意図的保有による控除額		—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6$		3,473	3,998	4,465	4,872	5,388
一般保険リスク (R ₁)		3,004	3,408	3,701	4,097	4,599
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		—	—	0	0	0
予定利率リスク (R ₃)		—	—	6	8	10
資産運用リスク (R ₄)		214	231	306	294	288
経営管理リスク (R ₅)		107	122	138	150	165
巨大災害リスク (R ₆)		354	458	611	614	614
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100		976.1%	1,009.7%	1,073.9%	993.0%	1,018.5%

(注) 上記の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

●ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。
2. 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金です。
3. 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である危険準備金です。
4. 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。
5. 一般貸倒引当金 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金です。当社は該当ありません。
6. その他有価証券の評価差額 その他有価証券(「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券)に係る評価差額です。
7. 土地含み損益 土地および借地権等の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額です。当社は該当ありません。
8. 払戻積立金超過額 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。
9. 負債性資本調達手段等 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当ありません。
10. 意図的保有による控除額 他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。
11. そ の 他 純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額などです。当社は該当ありません。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立っていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」(リスクの合計額:左表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額:左表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(左表の(C))です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク)
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「あらた監査法人」の監査を受けています。

I 財務諸表

① 貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2008年度(2009年3月31日現在)		2009年度(2010年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現金及び預貯金		2,819	3.25	3,507	3.57	688
現 金		0		0		
預 貯 金		2,819		3,507		
有 価 証 券		64,309	74.18	73,234	74.47	8,924
国 債		14,502		29,333		
地 方 債		31,870		25,656		
社 債		13,797		12,101		
外 国 証 券		1,097		997		
そ の 他 の 証 券		3,040		5,144		
有 形 固 定 資 産		270	0.31	325	0.33	55
建 物		220		223		
その他の有形固定資産		50		102		
無 形 固 定 資 産		1,898	2.19	1,912	1.94	14
ソ フ ト ウ ェ ア		744		1,250		
ソフトウェア仮勘定		1,134		648		
その他の無形固定資産		20		13		
そ の 他 資 産		12,139	14.00	13,553	13.78	1,413
未 収 保 険 料		1,018		1,021		
再 保 険 貸		38		85		
外 国 再 保 険 貸		1		—		
未 収 金		8,384		9,326		
未 収 収 益		149		149		
預 託 金		356		405		
地 震 保 険 預 託 金		22		23		
仮 払 金		2,169		2,540		
繰 延 税 金 資 産		5,260	6.07	5,807	5.91	546
資 産 の 部 合 計		86,698	100.00	98,340	100.00	11,642

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2008年度(2009年3月31日現在)		2009年度(2010年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金		66,520	76.73	75,851	77.13	9,330
支 払 備 金		15,729		17,725		
責 任 準 備 金		50,791		58,125		
そ の 他 負 債		5,411	6.24	5,809	5.91	398
再 保 険 借		158		125		
外 国 再 保 険 借		3		10		
未 払 法 人 税 等		556		565		
預 り 金		5		7		
未 払 金		1,847		2,076		
仮 受 金		2,839		3,024		
リ ー ス 債 務		1		—		
退 職 給 付 引 当 金		462	0.53	552	0.56	90
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		37	0.04	28	0.03	△9
賞 与 引 当 金		575	0.66	589	0.60	14
特 別 法 上 の 準 備 金		12	0.01	27	0.03	14
価 格 変 動 準 備 金		12		27		
負 債 の 部 合 計		73,020	84.22	82,858	84.26	9,838
(純資産の部)						
資 本 金		20,000	23.07	20,000	20.34	—
資 本 剰 余 金		20,000	23.07	20,000	20.34	—
資 本 準 備 金		20,000		20,000		
利 益 剰 余 金		△26,147	△30.16	△24,543	△24.96	1,604
そ の 他 利 益 剰 余 金		△26,147		△24,543		
繰 越 利 益 剰 余 金		△26,147		△24,543		
株 主 資 本 合 計		13,852	15.98	15,456	15.72	1,604
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△173	△0.20	25	0.03	199
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△173	△0.20	25	0.03	199
純 資 産 の 部 合 計		13,678	15.78	15,482	15.74	1,804
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		86,698	100.00	98,340	100.00	11,642

【貸借対照表の注記(2009年度)】

- 1.有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
 - (1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
 - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
- 2.有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っています。
- 3.自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
- 4.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
- 5.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しています。(会計方針の変更)

当事業年度より、『「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)』(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しています。この結果、従来の方法によった場合に比べ、未認識数理計算上の差異は5百万円減少していますが、未認識数理計算上の差異は発生した翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。
- 6.役員退職慰労引当金は、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しています。
- 7.賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 8.価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 9.所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。
- 10.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 11.金融商品に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っています。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債の投資資産を保有しています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は主として有価証券と未収金です。保有する有価証券は主に日本国債、地方債、政府保証債であり、金利変動リスクに晒されています。なお、有価証券の中には信用リスクのある事業債、円貨建て外国債券も保有しています。未収金は保険料の収納代行先に対する債権であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門である財務部が随時行うとともに、リスク管理部門であるリスク統括部が別途定期的に実施し、月次で経営会議に報告しています。未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、業務委託先管理規程に沿って低減を図っています。

b.市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門である財務部が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門であるリスク統括部が別途モニタリングを実施し、月次で経営会議に報告しています。

(b)価格変動リスクの管理

価格変動リスク固有の管理を行うため、その他有価証券に限定したリスク許容量を設定し、リスク量がこの範囲内であることをリスク統括部がモニタリングを行い、月次で経営会議に報告しています。

c.資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門であるリスク統括部がモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2010年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	55,460	56,028	568
その他有価証券	17,773	17,773	—
②未収金	9,326	9,326	—

(注)金融商品の時価の算定方法

①有価証券

時価は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

②未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

- 12.有形固定資産の減価償却累計額は307百万円です。
- 13.関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は27百万円です。
- 14.繰延税金資産の総額は5,822百万円、繰延税金負債の総額は14百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は10百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金4,404百万円、支払備金518百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金14百万円です。
- 15.(1)支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	17,943百万円
同上にかかる出再支払備金	433百万円
差引(イ)	17,510百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	215百万円
計(イ+口)	17,725百万円
- (2)責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	46,005百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,141百万円
差引(イ)	44,863百万円
その他の責任準備金(口)	13,261百万円
計(イ+口)	58,125百万円
- 16.1株当たりの純資産額は、38,705円57銭です。算定上の基礎である純資産額は15,482百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。
- 17.退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - (1)退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△573百万円
未認識数理計算上の差異	20百万円
退職給付引当金	△552百万円
 - (2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	1.5%
数理計算上の差異の処理年数	10年

18.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

②損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2008年度 [2008年4月1日から2009年3月31日まで]	2009年度 [2009年4月1日から2010年3月31日まで]	比較増減
経 常 収 益		61,882	68,174	6,291
保 険 引 受 収 益		61,137	67,468	6,330
正 味 収 入 保 険 料		61,106	67,440	6,334
積立保険料等運用益		31	27	△3
資 産 運 用 収 益		717	681	△36
利息及び配当金収入		684	688	4
有 価 証 券 売 却 益		61	7	△53
有 価 証 券 償 還 益		3	12	9
積立保険料等運用益振替		△31	△27	3
そ の 他 経 常 収 益		28	24	△3
経 常 費 用		59,704	65,609	5,904
保 険 引 受 費 用		44,211	49,185	4,974
正 味 支 払 保 険 金		29,952	34,573	4,620
損 害 調 査 費		3,632	4,009	377
諸手数料及び集金費		1,063	1,271	208
支 払 備 金 繰 入 額		1,482	1,996	513
責 任 準 備 金 繰 入 額		8,079	7,334	△745
そ の 他 保 険 引 受 費 用		0	0	0
資 産 運 用 費 用		177	13	△164
有 価 証 券 売 却 損		143	12	△131
有 価 証 券 評 価 損		29	—	△29
有 価 証 券 償 還 損		4	1	△3
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		15,308	16,389	1,081
そ の 他 経 常 費 用		7	20	13
経 常 利 益		2,178	2,565	386
特 別 利 益		23	—	△23
特別法上の準備金戻入額		23	—	△23
価 格 変 動 準 備 金		23	—	△23
特 別 損 失		3,819	863	△2,956
固 定 資 産 処 分 損		3,819	848	△2,970
特別法上の準備金繰入額		—	14	14
価 格 変 動 準 備 金		—	14	14
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)		△1,617	1,702	3,319
法 人 税 及 び 住 民 税		765	658	△107
法 人 税 等 調 整 額		△826	△561	265
法 人 税 等 合 計		△60	97	158
当期純利益(△は当期純損失)		△1,556	1,604	3,161

【損益計算書の注記(2009年度)】

1. 関係会社との取引による収益総額は2百万円、費用総額は108百万円です。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	68,070百万円
支払再保険料	629百万円
差引	67,440百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	34,921百万円
回収再保険金	348百万円
差引	34,573百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	1,431百万円
出再保険手数料	160百万円
差引	1,271百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,904百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△59百万円
差引(イ)	1,963百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	32百万円
計(イ+ロ)	1,996百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	5,962百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	157百万円
差引(イ)	5,804百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	1,529百万円
計(イ+ロ)	7,334百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	1百万円
有価証券利息・配当金	686百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	688百万円

3. 1株当たりの当期純利益は、4,011円55銭です。
 算定上の基礎である当期純利益は1,604百万円であり、その全額が普通株式に係るものです。
 また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。

4. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	96百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の費用処理額	3百万円
退職給付費用	107百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	102百万円
計	209百万円

5. 当事業年度における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は5.7%であり、この差異の主要な内訳は、評価性引当額の減少29.2%です。

6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。
 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社フロンテッジ	なし	業務委託	メディア・プランニング業務等の委託	3,199	未払金	316

- (注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。
 2. 取引条件および取引条件の決定方針等
 取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

7. 固定資産処分損のうち主なものは、ソフトウェア制作費用811百万円を除外したことによるものです。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	2008年度 (2008年4月1日から2009年3月31日まで)	2009年度 (2009年4月1日から2010年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	20,000	20,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	20,000	20,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	20,000	20,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	20,000	20,000
資本剰余金合計		
前期末残高	20,000	20,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△24,591	△26,147
当期変動額		
当期純利益(△は当期純損失)	△1,556	1,604
当期変動額合計	△1,556	1,604
当期末残高	△26,147	△24,543
利益剰余金合計		
前期末残高	△24,591	△26,147
当期変動額		
当期純利益(△は当期純損失)	△1,556	1,604
当期変動額合計	△1,556	1,604
当期末残高	△26,147	△24,543
株主資本合計		
前期末残高	15,408	13,852
当期変動額		
当期純利益(△は当期純損失)	△1,556	1,604
当期変動額合計	△1,556	1,604
当期末残高	13,852	15,456
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△23	△173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△150	199
当期変動額合計	△150	199
当期末残高	△173	25
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△23	△173
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△150	199
当期変動額合計	△150	199
当期末残高	△173	25
純資産合計		
前期末残高	15,385	13,678
当期変動額		
当期純利益(△は当期純損失)	△1,556	1,604
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△150	199
当期変動額合計	△1,706	1,804
当期末残高	13,678	15,482

【株主資本等変動計算書の注記(2009年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式	400	—	—	400

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2008年度	2009年度	比較増減
		(2008年4月1日から2009年3月31日まで)	(2009年4月1日から2010年3月31日まで)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(△は損失)		△1,617	1,702	3,319
減価償却費		501	509	8
支払備金の増減額(△は減少)		1,482	1,996	513
責任準備金の増減額(△は減少)		8,079	7,334	△745
退職給付引当金の増減額(△は減少)		50	90	40
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△1	△9	△8
賞与引当金の増減額(△は減少)		45	14	△31
価格変動準備金の増減額(△は減少)		△23	14	38
利息及び配当金収入		△684	△688	△4
有価証券関係損益(△は益)		113	△7	△120
有形固定資産関係損益(△は益)		2	8	5
無形固定資産関係損益(△は益)		3,816	840	△2,976
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△1,392	△1,412	△20
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		123	390	267
小 計		10,497	10,782	285
利息及び配当金の受取額		801	852	50
法人税等の支払額		△769	△651	118
営業活動によるキャッシュ・フロー		10,529	10,983	453
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△37,590	△26,309	11,281
有価証券の売却・償還による収入		28,338	19,546	△8,792
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△9,251 (1,278)	△6,763 (4,220)	2,488 (2,942)
有形固定資産の取得による支出		△98	△134	△36
有形固定資産の売却による収入		—	0	0
その他		△2,078	△1,293	784
投資活動によるキャッシュ・フロー		△11,427	△8,191	3,236
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△898	2,792	3,690
VI 現金及び現金同等物期首残高		6,757	5,859	△898
VII 現金及び現金同等物期末残高		5,859	8,652	2,792

【キャッシュ・フロー計算書の注記(2009年度)】

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2010年3月31日現在)

現金及び預貯金	3,507百万円
有価証券	73,234百万円
現金同等物以外の有価証券	△68,089百万円
現金及び現金同等物	<u>8,652百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目		年度	2007年度末	2008年度末	2009年度末	
資産の部	現金及び預貯金		2,929	2,819	3,507	
	有価証券		56,237	64,309	73,234	
	有形固定資産		231	270	325	
	無形固定資産		4,075	1,898	1,912	
	その他の資産		10,736	12,139	13,553	
	繰延税金資産		4,434	5,260	5,807	
資産の部合計			78,645	86,698	98,340	
負債及び純資産の部	保険契約準備金		56,958	66,520	75,851	
	その他の負債		5,284	5,411	5,809	
	退職給付引当金		412	462	552	
	役員退職慰労引当金		39	37	28	
	賞与引当金		529	575	589	
	価格変動準備金		36	12	27	
	負債の部合計			63,260	73,020	82,858
	資本金		20,000	20,000	20,000	
	資本剰余金		20,000	20,000	20,000	
	利益剰余金		△24,591	△26,147	△24,543	
	株主資本合計		15,408	13,852	15,456	
その他有価証券評価差額金		△23	△173	25		
評価・換算差額等合計		△23	△173	25		
純資産の部合計			15,385	13,678	15,482	
負債及び純資産の部合計			78,645	86,698	98,340	

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科目	年度	2007年度	2008年度	2009年度
経常収益		55,649	61,882	68,174
保険引受収益		55,036	61,137	67,468
(うち正味収入保険料)		55,001	61,106	67,440
資産運用収益		567	717	681
(うち利息及び配当金収入)		578	684	688
(うち有価証券売却益)		24	61	7
その他経常収益		44	28	24
経常費用		52,831	59,704	65,609
保険引受費用		38,970	44,211	49,185
(うち正味支払保険金)		26,225	29,952	34,573
(うち損害調査費)		3,204	3,632	4,009
(うち諸手数料及び集金費)		922	1,063	1,271
資産運用費用		5	177	13
(うち有価証券売却損)		3	143	12
(うち有価証券評価損)		-	29	-
営業費及び一般管理費		13,838	15,308	16,389
その他経常費用		16	7	20
経常利益		2,817	2,178	2,565
特別利益		-	23	-
特別損失		413	3,819	863
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)		2,403	△1,617	1,702
法人税及び住民税		1,674	765	658
法人税等調整額		△1,457	△826	△561
法人税等合計		-	△60	97
当期純利益(△は当期純損失)		2,185	△1,556	1,604

⑥1株当たり配当金等の推移

区 分	年 度	2007年度末	2008年度末	2009年度末
1株当たり配当額		—	—	—
1株当たり当期純利益		5,464円17銭	△3,891円46銭	4,011円55銭
配 当 性 向		—	—	—
従業員一人当たり総資産		120百万円	115百万円	120百万円

II 資産・負債の明細

①現金及び預貯金

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度末	2008年度末	2009年度末
現 金		0	0	0
預 貯 金		2,929	2,819	3,507
郵便振替・郵便貯金		43	20	41
当座預金		—	3	—
普通預金		2,886	2,794	3,465
通知預金		—	—	—
定期預金		—	—	—
合 計		2,929	2,819	3,507

②商品有価証券 該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度末		2008年度末		2009年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国 債		2,316	4.1	14,502	22.6	29,333	40.1
地 方 債		35,794	63.6	31,870	49.6	25,656	35.0
社 債		13,491	24.0	13,797	21.5	12,101	16.5
株 式		—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		807	1.4	1,097	1.7	997	1.4
そ の 他 の 証 券		3,828	6.8	3,040	4.7	5,144	7.0
合 計		56,237	100.0	64,309	100.0	73,234	100.0

④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区 分	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
公 社 債		1.05	1.11	1.00
株 式		—	—	—
外 国 証 券		2.59	2.18	2.22
そ の 他 の 証 券		0.47	0.47	0.15
合 計		1.03	1.09	0.97
資 産 運 用 利 回 り		1.06	0.91	0.98
(参考)時価総合利回り		0.74	0.67	1.28

⑤有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	年度	2009年度末						合計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	5,813	14,362	3,773	203	—	5,182	29,333
地方	債	7,345	14,679	1,312	614	—	1,703	25,656
社	債	2,589	6,604	1,351	407	—	1,149	12,101
株	式	—	—	—	—	—	—	—
外国	証	100	400	299	—	104	92	997
その他	の証	—	—	—	—	—	5,144	5,144
合	計	15,848	36,047	6,737	1,224	104	13,272	73,234

(単位:百万円)

区分	年度	2008年度末						合計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	2,502	5,438	4,449	—	—	2,111	14,502
地方	債	9,948	15,459	3,807	754	198	1,702	31,870
社	債	4,586	6,259	1,192	149	435	1,172	13,797
株	式	—	—	—	—	—	—	—
外国	証	99	101	700	—	—	196	1,097
その他	の証	—	—	—	—	—	3,040	3,040
合	計	17,137	27,258	10,149	903	634	8,224	64,309

⑥業種別保有株式の額

該当ありません。

⑦貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑫リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	年度	2007年度末	2008年度末	2009年度末
破綻先債権	債権	—	—	—
延滞債権	債権	—	—	—
3カ月以上延滞債権	債権	—	—	—
貸付条件緩和債権	債権	—	—	—
合	計	—	—	—

- (注) 1. 破綻先債権 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
2. 延滞債権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
3. 3カ月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

⑬債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度末	2008年度末	2009年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		—	—	—
合 計		—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3か月以上延滞貸付金」に該当しない債権です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2007年度末	2008年度末	2009年度末
土 地		—	—	—
営 業 用 賃 貸 用 物		—	—	—
建 設 仮 勤 定 用 賃 貸 用		—	—	—
計		201	220	223
営 業 用 賃 貸 用		201	220	223
建 設 仮 勤 定 用 賃 貸 用		—	—	—
営 業 用 賃 貸 用		—	—	—
計		201	220	223
営 業 用 賃 貸 用		201	220	223
営 業 用 賃 貸 用		—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		29	50	102
有 形 固 定 資 産 合 計		231	270	325

⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

⑯ 保険契約準備金

[支払備金]

(単位: 百万円)

種 目		年 度	2005年度末	2006年度末	2007年度末	2008年度末	2009年度末
火 海 傷 自 自 自 そ 合	災 上 害 車 車 任 他 計	—	—	—	0	0	0
		19	20	16	5	6	
		406	456	542	666	753	
		9,440	11,603	13,520	14,875	16,750	
		134	155	167	182	215	
		—	—	—	—	—	
10,001	12,236	14,246	15,729	17,725			

[責任準備金]

(単位: 百万円)

種 目		年 度	2005年度末	2006年度末	2007年度末	2008年度末	2009年度末
火 海 傷 自 自 自 そ 合	災 上 害 車 車 任 他 計	61	38	68	105	84	
		154	204	235	191	56	
		5,217	8,322	11,169	14,731	18,382	
		23,453	26,500	30,039	34,539	38,267	
		898	1,038	1,198	1,223	1,333	
		—	—	—	—	—	
29,785	36,104	42,711	50,791	58,125			

[責任準備金残高の内訳]

(単位: 百万円)

種 目		区 分	2009年度末					
			普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火 海 傷 自 自 自 そ 合	災 上 害 車 車 任 他 計	78	5	0	—	—	84	
		48	8	—	—	—	56	
		17,204	1,168	5	3	—	18,382	
		27,555	10,712	—	—	—	38,267	
		1,333	—	—	—	—	1,333	
		—	—	—	—	—	—	
46,220	11,895	6	3	—	58,125			

(単位: 百万円)

種 目		区 分	2008年度末					
			普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火 海 傷 自 自 自 そ 合	災 上 害 車 車 任 他 計	101	4	0	—	—	105	
		183	7	—	—	—	191	
		13,784	939	3	3	—	14,731	
		25,012	9,527	—	—	—	34,539	
		1,223	—	—	—	—	1,223	
		—	—	—	—	—	—	
40,304	10,478	3	3	—	50,791			

(注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

⑰ 責任準備金積立水準

区 分		年 度	2008年度	2009年度
積立方式	標準責任準備金対象契約		標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約		—	—
積立率			100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日以前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

⑱引当金明細表

[2009年度]

(単位:百万円)

区分	2008年度末 残 高	2009年度 増 加 額	2009年度減少額		2009年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	37	6	16	—	28
賞与引当金	575	589	575	—	589
価格変動準備金	12	14	—	—	27

[2008年度]

(単位:百万円)

区分	2007年度末 残 高	2008年度 増 加 額	2008年度減少額		2008年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	39	8	9	—	37
賞与引当金	529	575	529	—	575
価格変動準備金	36	12	36	—	12

⑲貸付金償却の額 該当ありません。

⑳資本金等明細表

[2009年度]

(単位:百万円)

区分	2008年度末 残 高	2009年度 増 加 額	2009年度 減 少 額	2009年度末 残 高	
資本金	20,000	—	—	20,000	
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 20,000	(— 株) —	(— 株) —	(400,000株) 20,000
	計	(400,000株) 20,000	(— 株) —	(— 株) —	(400,000株) 20,000
	資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 20,000	—	—	20,000
計	20,000	—	—	20,000	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	
	(任意積立金)	—	—	—	
	計	—	—	—	

[2008年度]

(単位:百万円)

区分	2007年度末 残 高	2008年度 増 加 額	2008年度 減 少 額	2008年度末 残 高	
資本金	20,000	—	—	20,000	
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 20,000	(— 株) —	(— 株) —	(400,000株) 20,000
	計	(400,000株) 20,000	(— 株) —	(— 株) —	(400,000株) 20,000
	資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 20,000	—	—	20,000
計	20,000	—	—	20,000	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	
	(任意積立金)	—	—	—	
	計	—	—	—	

III 損益の明細

① 有価証券売却損益および評価損

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2007年度			2008年度			2009年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債	等	24	3	—	61	143	29	7	12	—
株 式		—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		24	3	—	61	143	29	7	12	—

② 売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③ 事業費(含む損害調査費)

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2007年度	2008年度	2009年度
人 件 費		4,649	5,252	5,819
物 件 費		11,927	13,154	13,985
税 金		445	509	566
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		20	23	27
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		922	1,063	1,271
合 計		17,965	20,004	21,671

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

④ 固定資産処分損益

(単位: 百万円)

区 分	年 度	2007年度		2008年度		2009年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物		—	0	—	1	—	5
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		—	—	—	1	—	2
無 形 固 定 資 産		—	—	—	3,816	—	840
合 計		—	0	—	3,819	—	848

⑤ 減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

[2009年度]

(単位: 百万円)

資産の種類	取得価額	2009年度 償却額	償却累計額	2009年度末 残高
建 物	429	42	205	223
営 業 用	429	42	205	223
賃 貸 用	—	—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	204	29	102	102
無 形 固 定 資 産	5,691	438	3,778	1,912
合 計	6,324	509	4,086	2,238

[2008年度]

(単位: 百万円)

資産の種類	取得価額	2008年度 償却額	償却累計額	2008年度末 残高
建 物	385	39	164	220
営 業 用	385	39	164	220
賃 貸 用	—	—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	159	24	109	50
無 形 固 定 資 産	5,373	438	3,475	1,898
合 計	5,918	501	3,749	2,168

IV 時価情報等

① 有価証券

【2009年度(2009年4月1日から2010年3月31日まで)】

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	50,936	51,543	607
	外国証券	598	616	18
	小計	51,534	52,159	625
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	3,526	3,476	△50
	外国証券	399	392	△6
	小計	3,926	3,869	△56
合	計	55,460	56,028	568

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	10,063	9,983	79
	その他	—	—	—
	小計	10,063	9,983	79
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	2,565	2,605	△39
	その他	5,144	5,144	—
	小計	7,710	7,750	△39
合	計	17,773	17,733	40

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	249	7	12

【2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)】

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券で時価のあるもの]

(単位:百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	42,106	42,618	512
	外国証券	488	504	15
	小計	42,594	43,122	527
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,571	1,570	△1
	外国証券	609	605	△3
	小計	2,181	2,175	△5
合	計	44,776	45,298	522

[子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの] 該当ありません。

[その他有価証券で時価のあるもの]

(単位: 百万円)

種 類		取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	12,151	12,213	62
	外 国 証 券	—	—	—
	小 計	12,151	12,213	62
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	4,514	4,278	△235
	外 国 証 券	—	—	—
	小 計	4,514	4,278	△235
合 計	計	16,666	16,492	△173

(注) その他有価証券で時価のあるものについて29百万円の減損処理を行っています。なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得価額に比べて30%以上下落した銘柄はすべて減損処理の対象としています。

[当年度中に売却したその他有価証券]

(単位: 百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
そ の 他 有 価 証 券	5,674	61	143

[時価評価されていない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額]

- 満期保有目的の債券
該当ありません。
- 子会社株式及び関連会社株式
該当ありません。
- その他有価証券
その他 3,040百万円

[その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額]

(単位: 百万円)

種 類		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国	債	2,502	9,887	—	2,111
地 方	債	9,948	19,266	953	1,702
社	債	4,586	7,452	585	1,172
外 国 証 券	券	99	801	—	196
合 計	計	17,137	37,408	1,538	5,184

- | | |
|--|----------|
| ②金銭の信託 | 該当ありません。 |
| ③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) | 該当ありません。 |
| ④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 | 該当ありません。 |
| ⑤先物外国為替取引 | 該当ありません。 |
| ⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) | 該当ありません。 |
| ⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る) | 該当ありません。 |

V 連結財務諸表

該当ありません。

VI 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2009年4月1日から2010年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社
代表取締役社長 山本 真一

1. 私は、当社の2009年4月1日から2010年3月31日までの第12期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
 - (1)財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
 - (2)内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3)当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説(50音順)

■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

■価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

■過失割合

保険事故の損害額のうち、ご自身の責任割合をいいます。

■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めから無かったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

■告知事項

危険(損害または傷害の発生する可能性)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結に際して、保険会社からの質問に正しくお答えいただく事項をいいます。(告知義務)

■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

□市場販売価格相当額

契約している自動車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗程度の自動車を、自動車販売店等がお客様に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。消費税は含まれますが、それ以外の税金、保険料、登録費用等は含まれません。

■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、国税は2007年分以後の所得税、地方税は2008年度分以後の個人住民税について、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差し引かれる制度をいいます。

■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

■損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

■通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

■保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払準備金、責任準備金などがあります。

□支払準備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金をいいます。

□責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」、などがあります。

■保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

□正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあります。

■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことで、保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合は補償されません。

■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額的全額を支払う方式とがあります。

■免責条項

損害が生じても保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

I 保険会社の概況および組織

経営の組織	41
上位10名の株主	40
取締役および監査役	40

II 保険会社の主要な業務の内容

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	42,43
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	44

- ・ 経常収益
- ・ 経常利益または経常損失
- ・ 当期純利益または当期純損失
- ・ 資本金の額および発行済株式の総数
- ・ 純資産額
- ・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額
- ・ 責任準備金残高
- ・ 貸付金残高
- ・ 有価証券残高
- ・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率
(ソルベンシー・マージン比率)
- ・ 配当性向
- ・ 従業員数
- ・ 正味収入保険料の額

3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	45
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	45
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	46,48
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	46,47
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	46,47

(2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	50
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
● 出再を行った再保険者の数	49
● 出再保険料の上位5社の割合	49
● 出再保険料の格付ごとの割合	49
● 未収再保険金の額	47

(3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	65
● 責任準備金積立水準	65
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む) *カッコ内が法定開示項目	66
● 貸付金償却の額	66
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金) *カッコ内が法定開示項目	66
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	49
● 事業費	67

(4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	50
● 利息配当収入の額および運用利回り	51
● 海外投融資残高および構成比	51
● 海外投融資利回り	51
● 商品有価証券の平均残高および売買高	62
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	62

● 保有有価証券利回り	62
● 有価証券の種類別の残存期間別残高	63
● 業種別保有株式の額	63
● 貸付金の残存期間別の残高	63
● 担保別貸付金残高	63
● 使途別の貸付金残高および構成比	63
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64

(5) 特別勘定に関する指標等

● 特別勘定資産残高	64
● 特別勘定資産	64
● 特別勘定の運用収支	64
4 責任準備金の残高の内訳	65
5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	49
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50

IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	34,35
2 法令遵守の体制	30
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	36

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類

● 貸借対照表	54~56
● 損益計算書	57,58
● キャッシュ・フロー計算書	60
● 株主資本等変動計算書	59

2 リスク管理債権

- ・ 破綻先債権
- ・ 延滞債権
- ・ 3カ月以上延滞債権
- ・ 貸付条件緩和債権
- ・ リスク管理債権の合計額

3 債務者区分に基づいて区分された債権

- ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- ・ 危険債権
- ・ 要管理債権
- ・ 正常債権

4 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)

● 有価証券	68,69
● 金銭の信託	69
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	69
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	69
● 先物外国為替取引	69
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	69
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	69

6 その他

● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	54
--	----

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2010

2010年7月発行

ソニー損害保険株式会社 広報・CSR部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300 (代表)

<http://www.sonysonpo.co.jp/>



IS515314/ISO (JIS Q) 27001

BSIマネジメントシステムジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO (JIS Q) 27001の認証を取得しています。



ビューローベリタスジャパン株式会社より、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の認証を、本社、蒲田、大阪および札幌の主要4事業所において取得しています。

